

第 3 章 応急対策

3-1 市災害対策本部の活動	54
3-2 情報の収集・伝達	80
3-3 災害救助法の適用	84
3-4 医療救護・保健衛生活動	85
3-5 避難所の記録	89
3-6 応急住宅等の確保	93
3-7 食料・物品への対応	95
3-8 応急給水活動	97
3-9 ボランティア活動	101
3-10 相互応援活動	102
3-11 廃棄物処理の対応	104
3-12 教育活動	106
3-13 公共土木施設等の応急復旧	116
3-14 放射性物質への対応	117



第3章 応急対策

3-1 市災害対策本部の活動

1 市災害対策本部の設置

市災害対策本部は、地域防災計画に基づき、「市内で震度5弱を観測する地震が発生した場合（2号配備）や市内で震度5強以上（3号配備）を観測する地震が発生した場合、又は災害の状況により市長が必要と認めた場合に設置して、非常配備体制を敷くこと」としている。

東北地方太平洋沖地震の発災時、本市では震度6強を観測したため、発災と同時に3号配備を敷き、市役所の各部署が有する組織、機能の全てをもって、災害応急対策を円滑に行える体制を執った。市災害対策本部の設置場所について、地域防災計画では本庁舎3階の市長応接室に設置することになっていたが、本庁舎の被災により使用できる状況下になかったことから、岩手・宮城内陸地震（平成20年6月14日発生）の教訓を踏まえて非常用発電装置を整備していた、本庁舎北会議室1階に市災害対策本部を設置した。

■現地災害対策本部の設置

地域防災計画では、「局地的かつ特に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、市長が特に必要と認めた場合には、災害発生地域に現地災害対策本部を設置する」としている。

本市において震度6強を観測する地震が発生した地域は、古川・鹿島台・田尻の3地域、震度6弱が松山地域、震度5強が三本木・岩出山・鳴子温泉の3地域であった。発災の当日、本市では全地域で、電気・電話・水道といったライフラインが寸断し、1万人を超える市民が各地域の避難所で一夜を過ごすことになったことから、市長は、全ての総合支所に現地災害対策本部を設置した。



■第1回市災害対策本部会議

第1回市災害対策本部会議は発災当日の19時に開催し、同日22時に第2回目を開催した。

発災の初日、2回の市災害対策本部会議では会議資料を作成することができず、各災対部から口頭による被害状況等の報告が行われた。主な報告の内容は、14時46分、古川三日町で震度6強を観測する地震が発生したことや、古川福沼三丁目地内で発生した普通建物火災の状況、人的被害として市民1人の死亡が確認されたこと、全壊13棟及び半壊4棟の住家被害の取りまとめ状況、さらには、道路・橋梁被害による通行止め箇所などが報告された。

2 市災害対策本部の経過

年月日	経過 日数	会議 回数	時刻	内 容
平成 23 年 3 月 11 日 (金)	初日	—	14:46	○東北地方太平洋沖地震発生，震源地は三陸沖，北緯 38° 06'，東経 142° 52'，震源の深さ 24km，マグニチュード 9.0，古川三日町で最大震度 6 強を観測 ○市災害対策本部・設置（自動設置），市全職員 3 号配備 ○古川福沼三丁目で火災発生 ○4 班体制で市街地の被害調査を開始 ○市広報車が巡回し，小中学校体育館等へ市民の避難誘導を開始
			15:15	○古川福沼三丁目で火災発生
			15:20	○4 班体制で市街地の被害調査を開始
		第 1 回	19:00～	○被災状況報告 ・古川東中学校，古川南中学校，古川第二小学校体育館が被災，避難所としての使用不可 ・江合橋（主要地方道古川佐沼線）通行止め
		第 2 回	22:00～	○被災状況報告 ・人的被害～死亡 1 人 ・住家の全壊 13 棟，半壊 4 棟 ・道路通行止め 17 箇所 ・橋梁等通行止め 4 箇所～①江合橋②志田橋（主要地方道古川松山線）③塚目駅付近陸橋（国道 347 号）④新涌谷大橋（国道 346 号）
平成 23 年 3 月 12 日 (土)	2 日目	第 3 回	1:00～	○被災状況報告 ・人的被害～死亡 3 人，重傷者 6 人
		第 4 回	7:30～	○被災状況報告 ・人的被害～死亡 4 人，重傷者 6 人 ○報告事項 ・救済物資のストック場所～古川武道館隣りの屋内運動場の使用可 ・古川総合体育館で 8 時 30 分から拠点給水，古川消防署より 10t の大型水槽車を配車
		第 5 回	13:00～	○被災状況報告 ・人的被害～死亡 4 人，重傷者 6 人，行方不明者 1 人
		第 6 回	17:00～	○報告事項 ＜電力関係～東北電力古川営業所＞ ・電気の復旧手順～14 日（月）より点検開始，通電可能域から順次，通電予定 ・市役所，病院，警察署，消防署，県合同庁舎は優先的に通電 ＜都市ガス関係～古川ガス＞ ・都市ガスは供給中 ＜上水道関係～災対水道部＞ ・古川地域の漏水箇所 18 箇所，本日中に作業終了の予定，一部は断水となる。県水は全て断水，各総合支所に 1t の給水車を配備

年月日	経過日数	会議回数	時刻	内 容
平成 23 年 3 月 12 日 (土)	2 日目	第 6 回	17:00～	<p>(22 時より翌朝 5 時までは休止)</p> <p><ごみ処理関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般ごみは 18 日 (金) まで受け入れ中止 ・災害がれき等の搬入先～13 日 (日) より, 図書館建設予定地で受け入れ, 受入時間 8 時から 17 時まで <p><学校関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校, 幼稚園は当面の間, 休校に <p><保育所, 児童館関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・14 日 (月) より開所。保育所は午前のみで給食の提供はなし。 <p><避難所用の食料～災対産業経済部></p> <ul style="list-style-type: none"> ・13 日 (日) 昼食分から配食が困難。在庫分の食料は, スーパーから調達した白米, うどん等
平成 23 年 3 月 13 日 (日)	3 日目	第 7 回	13:00～	<p>○被災状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的被害～死亡 4 人, 重傷者 7 人, 行方不明者 3 人 ・住家被害～全壊 85 棟, 半壊 41 棟 <p>○ライフラインの状況</p> <p><電力関係～東北電力古川営業所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・14 日 (月) より古川地域の一部で通電見込み <p><都市ガス関係～古川ガス></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市ガスは供給中, 供給に当たっては自家発電で対応, 軽油がもつか不安 <p><上水道関係～災対水道部></p> <ul style="list-style-type: none"> ・古川地域の漏水箇所 20 箇所, 復旧が長引くおそれも。 ・志田 3 地域と田尻地域は給水車による拠点給水中 ・岩出山地域と鳴子温泉地域の高所地域は給水が困難 ・青山浄水場は燃料切れにより断水中 ・家畜用の水～直接, 農家が水を汲みに来るのであれば古川清水浄水場で対応可, 時間は 7 時から 21 時まで <p>○報告事項</p> <p><家屋の応急危険度判定結果～災対建設部></p> <ul style="list-style-type: none"> ・350 戸調査の内 91 戸が危険, 45 戸が要注意 (12 日現在) ・江合橋 (主要地方道古川佐沼線), 敷玉橋 (主要地方道古川松山線) ～応急復旧で通行可 <p><避難所用の食料～災対産業経済部></p> <ul style="list-style-type: none"> ・早朝, 県よりパン 30,000 食の提供 ・7 人の炊き出しボランティアの申し出, 14 日 (月) より, 古川第二小学校, 古川第四小学校で炊き出しを実施 <p><津波による死者の火葬～災対民生部></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県より大崎市への対応要請あり, 受ける方向で大崎地域広域行政事務組合と調整 <p><緊急災害情報のチラシ配布～危機管理監></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害情報として, 全戸にチラシを配布 (後日, 秘書広報課で原稿を取りまとめ, 16 日 (水), 広報おおさき災害情報号として全戸へ配布)

年月日	経過 日数	会議 回数	時刻	内 容
平成 23 年 3 月 14 日 (月)	4 日目	第 8 回	13:00～	<p>○被災状況報告</p> <p>○ライフラインの状況</p> <p><電力関係～東北電力古川営業所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・古川地域は 500 人体制で復旧作業に従事，復旧方針は①巡視②設備改修③通電，古川地域は本日で巡視が終了 ・他地域は 15 日（火）から巡視 <p><都市ガス関係～古川ガス></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市ガスの開栓率 90.2%，プロパンガスの受益者 3,000 戸中，50%の巡回が終了 <p><上水道関係～災対水道部></p> <ul style="list-style-type: none"> ・古川地域は出力を制限して給水中，水道部に容器を持参した方には給水（9時から21時まで） ・松山地域，三本木地域，鹿島台地域，田尻地域は断水中 ・各総合支所等で拠点給水を実施中 ・鳴子温泉地域，岩出山地域は一部で断水中 <p>○報告事項</p> <p><市民バス・市営バス関係～災対市民協働推進部></p> <ul style="list-style-type: none"> ・両バスは 18 日（金）まで運休 <p><重度要介護者等避難所の開設～災対民生部></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム岩出の里・多目的ホールを避難所として開設 <p>○その他</p> <p><各総合支所から市災害対策本部への被害等状況報告～危機管理監></p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛星携帯電話での報告となるため，毎日 10 時から 11 時までの間に報告のこと <p><市民で連絡が取れない方の対応～指令班></p> <ul style="list-style-type: none"> ・沿岸部に勤務していた市民への連絡が取れない旨，相談あり。本部の市民相談コーナーで行方不明者確認依頼書の受け付けを行うこと。
平成 23 年 3 月 15 日 (火)	5 日目	第 9 回	13:00～	<p>○被災状況報告</p> <p>○ライフラインの状況</p> <p><電力関係～東北電力古川営業所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・古川地域，岩出山地域，鳴子温泉地域の一部で本日より送電開始 <p><固定電話関係～NTT 災害対策本部></p> <ul style="list-style-type: none"> ・復旧作業を沿岸市町に集中，市内の復旧見通しは立たない。 <p>○報告事項</p> <p><南三陸町の被災者等の受入体制～総務部長></p> <ul style="list-style-type: none"> ・南三陸町の外，他の沿岸部市町の被災者の受け入れも想定 ・受入可能な施設と最大収容人数を調査中 <p>○その他</p> <p><ボランティアセンターの受付状況～社会福祉協議会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・54 人の受付（高校生 80%），8 件のニーズがあり避難所で支援活動展開

年月日	経過日数	会議回数	時刻	内 容
平成 23 年 3 月 16 日 (水)	6 日目	第 10 回	13:00～	<p>○被災状況報告</p> <p>○ライフラインの状況</p> <p>＜電力関係～東北電力古川営業所＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の巡視は完了，修繕が完了したエリアより順次通電 <p>＜都市ガス関係～古川ガス＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気が通電し，軽油の心配がない。電話も復旧 <p>○報告事項</p> <p>＜南三陸町等の被災者の受入施設～総務部長＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳴子スポーツセンター（鳴子公民館），池月体育館（池月地区館），松山体育館，岩出山体育館（一部補修後，利用可） <p>＜窓口の再開～災対総務部・民生部＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税課の窓口を 16 日（水）から再開，17 日（木）からは証明書の発行も再開 ・市民課，保険給付課の窓口を 16 日（水）から再開，岩出山総合支所，鳴子総合支所の窓口も一部再開 <p>＜救援物資の受け入れ～災対産業経済部＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小口物資で，宅配便等による個人からの申し出は丁重に辞退 <p>○その他</p> <p>＜古川消防署＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通電火災の予防徹底 <p>＜古川警察署＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域安全ニュースを各戸に配布 <p>＜消防団＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・余震が多く発生しており，古川支団では建物損壊家屋等の片付けを実施
平成 23 年 3 月 17 日 (木)	7 日目	第 11 回	13:00～	<p>○被災状況報告</p> <p>○報告事項</p> <p>＜避難所開設期限と食料の応急供給方針～災対市民協働推進部＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難を必要とする方がいる間は避難所を開設 ・避難者への食料供給は市地域防災計画では災害発生の日から原則 7 日以内としているが，想定を超える被害状況となっていることから，市の食料供給を延長 <p>＜18 日以降，市民バス等運行状況～災対市民協働推進部＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民バスは 21 日まで全便運休。22 日からは路線毎の道路被害状況や燃料の確保等を考慮し運行の再開を検討 ・市営バスは路線毎の道路被害状況や燃料の確保等が難しいことから当分の間，運休 <p>○その他</p> <p>＜教育施設の危険度判定～災対教育部＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文科省の危険度判定が本日で終了。6 人体制で従事

年月日	経過日数	会議回数	時刻	内 容
平成 23 年 3 月 18 日 (金)	8 日目	第 12 回	13:00～	<p>○被災状況報告</p> <p>○報告事項</p> <p>＜家屋り災証明の受付～災対総務部＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・21 日(月)から, 閉庁日も含む当分の間受付, 受付時間は 8:30～17:15, 窓口は古川地域が市災害対策本部「情報受付」, 他地域は各総合支所 <p>＜避難用住宅の受付～災対建設部＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・21 日(月)から, 閉庁日も含む当分の間受付, 受付時間は 8:30～17:15, 窓口は全地域とも現地災害対策本部「情報受付」, 募集戸数 52 戸 <p>○その他</p> <p>＜古川警察署＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難している家をねらう窃盗事件の防止に向け, 警戒を強化中
平成 23 年 3 月 19 日 (土)	9 日目	第 13 回	13:00～	<p>○被災状況報告</p> <p>○その他</p> <p>＜仮設住宅について～災対建設部＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅は民間のアパートを借りる予定 <p>＜古川警察署＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察は 2,000 人体制で沿岸部の行方不明者の捜索 ・休業しているホームセンターや避難している住宅への窃盗事例が, 他の所轄署で発生, 古川署においても深夜から未明にかけて, 重点的にパトロールを実施
平成 23 年 3 月 20 日 (日)	10 日目	第 14 回	13:00～	<p>○被災状況報告</p> <p>○報告事項</p> <p>＜高齢者の食料調達～災対民生部＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料調達の困難な高齢者がいる模様, 民生委員, 保健師へ担当地域の巡回強化を指示 <p>＜消防団の支援活動～災対消防部＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳴子支団 25 人が松山地域, 鹿島台地域, 田尻地域のごみ集積所での後方支援活動を実施 <p>＜避難所実態調査～災対市民協働推進部＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所生活を送っている方の実態調査を実施, 結果, 1/3 は住家被害 ・避難者 200 人の仮設住宅が必要 <p>＜県への被害報告～県＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 日 2 回の市町村からの被害報告は, 今後は正午でおさえ 13 時に 1 回, 報告するよう指示

年月日	経過日数	会議回数	時刻	内 容
平成 23 年 3 月 21 日 (月)	11 日目	第 15 回	13:00～	<p>○本部長より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難者も帰宅の方向にある。電力、ガスの復旧の目安が立った。これまで、災害対策を中心に進めて来たが、行政事務が制約される中、市民の通常のニーズもある。このため、明日より配備体制を3号から2号へ切り替える。 <p>○被災状況報告</p> <p>○ライフラインの状況</p> <p><電力関係～東北電力古川営業所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・20日(日)、午後8時をもって大崎市の電気は復旧。明日以降、石巻地方、沿岸部へ応援に入る。 <p><都市ガス関係～古川ガス></p> <ul style="list-style-type: none"> ・復旧工事が完了。ガス給湯器の修繕は少し時間が掛かる見込み <p>○報告事項</p> <p><2号配備への切り替え及び窓口の再開～危機管理監></p> <ul style="list-style-type: none"> ・切り替えの時期、22日(火)、午前8時 ・窓口事務の再開、22日(火)から市役所窓口での業務を再開 <p><2次避難所への誘導方策～災対市民協働推進部></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1次避難所の中で、古川武道館が2次避難所に最適と考え、数日中に避難者を古川武道館に誘導 <p><沿岸部の2次避難者に対する食料等確保～災対産業経済部></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料、物資を鳴子温泉地域にストック、20日(日)より運搬作業を開始 <p><災害時要援護者宅の実態把握～災対民生部></p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員を通じて実態を把握、食料、その他物資等で不足がないか意向を確認、後日、民生委員を通じて支援物資を配布 <p><古川消防署></p> <ul style="list-style-type: none"> ・20日(日)より、断水が続く間、鹿島台病院と敬風園に大型水槽車2台を配備
平成 23 年 3 月 22 日 (火)	12 日目	第 16 回	13:00～	<p>○本部長より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沿岸部の2次避難者の受け入れのため、23日(水)に石巻市、東松島市、南三陸町を訪問 <p>○被災状況報告</p> <p>○報告事項</p> <p><学校の休校等～災対教育部></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校、幼稚園は施設の安全が保たれるまで休校、休園 <p><広報4月号の発行～災対総務部></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報おおさき4月号は、被害状況や各種相談業務等の特集号として発行
平成 23 年 3 月 23 日 (水)	13 日目	第 17 回	13:00～	<p>○被災状況報告</p> <p>○報告事項</p> <p><第2次避難所の運営～災対市民協働推進部></p> <ul style="list-style-type: none"> ・25日(金)から古川武道館を第2次避難所として運営、食事は3食提供 ・岩出山学校給食センターで調理し運搬

年月日	経過日数	会議回数	時刻	内 容
平成 23 年 3 月 23 日 (水)	13 日目	第 17 回	13:00～	<p>< 24 日 (木) からの市民バス・市営バスの運行～災対市民協働推進部 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民バス～古川線は江合橋が通行不能のため国道 4 号を迂回して通常運行, 宮沢真山線は古川駅前から馬館まで減便して運行, 松山鹿島台線は一部区間が通行不能のため迂回し減便運行, 清滝線は 29 日 (火) から通常運行, 高倉線は当分の間, 運休 ・市営バス～鳴子温泉市営バス鬼首線は 1 往復で運行, 他の路線は当分の間, 運休 <p><ごみの収集～災対民生部 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・28 日 (月) より「燃えるごみ」「燃えないごみ」を通常通り収集
平成 23 年 3 月 24 日 (木)	14 日目	第 18 回	13:00～	<p>○本部長より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・23 日 (水) に石巻市, 東松島市, 南三陸町を訪問, 南三陸町は町の約 7 割が消失。沿岸部の 2 次避難者を鳴子温泉地域で受け入れたい。 <p>○被災状況報告</p> <p>○報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <市税等の納期繰り下げについて～災対総務部 > <義援金口座の開設～災対民生部 > ・七十七銀行古川支店に本部長名で口座を開設 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> < 4 月 3 日でストックヤード (旧県古川合庁跡地) を閉鎖～災対民生部 > <炊き出しの終了等～災対産業経済部 > ・本日で炊き出しは終了。25 日 (金) から岩出山学校給食センターで調理し食事を供給 ・本部にストックしていた物資を武道館隣りの屋内運動場に移動 <災害査定等～災対建設部 > ・県の災害査定は 4 月下旬。国道 347 号の塚目陸橋が片側通行, 志田橋は桁のズレにより, 復旧まで半年から 1 年掛かる見込み <古川警察署 > ・23 日 (水) の 110 番通報, 普段の 2.5 倍。ガソリンスタンド周辺の混雑の苦情が多い。
平成 23 年 3 月 25 日 (金)	15 日目	第 19 回	13:00～	<p>○本部長より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本日午後 4 時, 福祉避難所としての鳴子温泉の活用策を鳴子観光協会と打合せ。 <p>○被災状況報告</p> <p>○報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <避難者の集約～災対市民協働推進部 > ・本日午後より, 古川武道館に避難者を集約 < 24 日 (木) までのり災証明申請件数～災対総務部 > ・り災証明 1,035 件, 被災証明 514 件

年月日	経過日数	会議回数	時刻	内 容
平成 23 年 3 月 26 日 (土)	16 日目	第 20 回	13:00～	○被災状況報告 ○報告事項 <小中学校の始業式は例年通りの日程で実施～災対教育部> <避難所集約後の避難者数～災対市民協働推進部> ・25 日 (金) 夜の時点で、古川武道館への避難者数 125 人 ○その他 <古川警察署> ・ガソリンスタンド周辺で朝夕に渋滞、早朝営業の実施や整理券の配布をスタンドへ指導
平成 23 年 3 月 27 日 (日)	17 日目	第 21 回	13:00～	○被災状況報告 ○報告事項 <東北地方太平洋沖地震による市税等の減免 (案) について～災対総務部>
平成 23 年 3 月 28 日 (月)	18 日目	第 22 回	13:00～	○被災状況報告 ○報告事項 <鹿島台なかよし園での児童の受け入れ～災対民生部> ・29 日 (火) より児童の受け入れを再開 <新ストックヤードの開設～災対民生部> ・4 月 1 日 (火)、古川清水三丁目に震災ごみの新ストックヤードを開設
平成 23 年 3 月 29 日 (火)	19 日目	第 23 回	13:00～	○本部長より ・本日議員、議員全員協議会。市の被害額は現時点で約 260 億円 ○被災状況報告 ○報告事項 <入学式等～災対教育部> ・小中学校の入学式、始業式は 4 月 12 日の週に実施 <沿岸部からの 2 次避難者～総務部長> ・30 日 (水)、東松島市からの 2 次避難者が鳴子温泉地域に避難予定
平成 23 年 3 月 30 日 (水)	20 日目	第 24 回	13:00～	○被災状況報告 ○その他 <古川消防署> ・震災ごみの野焼きが懸念されるため警戒
平成 23 年 3 月 31 日 (木)	21 日目	第 25 回	13:00～	○本部長より ・本日、退職者辞令交付式を実施。退職される各部長にあっては明日以降、新たな形で災害対策指導員としてご尽力願う。 ○被災状況報告 ○報告事項 <応急仮設住宅等の開設～災対建設部> ・応急仮設住宅は民間アパートを借り上げる。350 戸を確保、応急仮設住宅での生活環境が整う間、要援護者を対象に、鳴子温泉地域のホテル・旅館の協力を得て、福祉避難所として開設、受入期間は 2 か月程度。4 月 1 日 (金) より申し込み受付、受付場所は市災害対策本部の相談窓口、職員 3 名を配置

年月日	経過日数	会議回数	時刻	内 容
平成 23 年 3 月 31 日 (木)	21 日目	第 25 回	13:00～	<p>< 4 月 1 日 (金) 第 2 ストックヤード開設～災対民生部 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設場所は古川清水三丁目地内 (12,189㎡), 家屋廃材のみを扱う。市で許可証を発行し, 建設関係業者の一時保管場所として活用 <p>○その他</p> <p>< 4 月 1 日 (金) からの市災害対策本部会議について～災対総務部 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議の参集者は庁内本部員とする。各総合支所長は月曜日と木曜日に出席のこと。 <p>< 県内の被害額～県 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本日午前 10 時現在, 県全体の被害額約 2 兆 753 億円 <p>< 生活福祉資金 (緊急小口資金特例貸付) ～社会福祉協議会 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本日より当分の間受付。10 万円以内の貸し付けで無利子, 1 年間は返済不要で 2 年以内に返済
平成 23 年 4 月 1 日 (金)	22 日目	第 26 回	13:00～	<p>○本部長より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部長職で, 3 月 31 日付けで退職された職員には引き続き災害対策指導員として指導を願う。 <p>○被災状況報告</p> <p>○報告事項</p> <p>< 南三陸町民の 2 次避難～総務部長 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・3 日 (日), 鳴子温泉に避難してくる予定 <p>< 応急仮設住宅等の申込状況～災対建設部 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅 28 件, 福祉避難住宅 3 件 <p>< イベント等は中止の方向～副本部長 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度, 市制 5 周年事業等に係る各種イベントは中止の方向
平成 23 年 4 月 2 日 (土)	23 日目	第 27 回	8:30～	<p>○被災状況報告</p> <p>○報告事項</p> <p>< JR 東北本線運休に伴う代替バスの運行～災対市民協働推進部 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・5 日 (火) から当分の間, 松山町駅と松島駅間 4 往復, 鎌田記念ホールと松島駅間 8 往復を運行, 運行会社は(株)ミヤコーバス <p>< 東北地方太平洋沖地震による市税等の減免～災対総務部 ></p> <p>< 南三陸町への市職員の派遣～総務部長 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2 日 (土), 3 日 (日), 南三陸町へそれぞれ 11 名ずつ派遣, 応援内容は物資の仕分け・搬送の支援等, 3 日 (日) は大崎市に 2 次避難してくる方のサポートも実施 <p>< 道路の開通～災対建設部 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・古川地域の江合橋から桜目方面は 5 日 (火) に開通, 瀧尻方面の開通は未定

年月日	経過日数	会議回数	時刻	内 容
平成 23 年 4 月 3 日 (日)	24 日目	第 28 回	8:30～	<p>○本部長より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南三陸町からの 2 次避難者が、本日午後、鳴子温泉地域に到着の予定、本日から 5 日 (火) までの 3 日間で、500 人程度の見込み。本日、陸羽東線が開通 <p>○被災状況報告</p> <p>○報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ＜ストックヤード (旧県古川合庁跡地) の再開～災対民生部＞ ・本日で一旦閉鎖し、現在あるごみを搬出処理後、13 日 (水) より再開。周知は 4 月 11 日発行の広報おおさき臨時号に掲載 ＜仮設住宅の入居状況～副本部長＞ ・第 1 次申込分で 24 人が入居
平成 23 年 4 月 4 日 (月)	25 日目	第 29 回	8:30～	<p>○本部長より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南三陸町の 2 次避難者について、3 日 (日)、鳴子温泉地域での受け入れは 64 人、4 日 (月)・5 日 (火) までの 3 日間で 570 人の受入予定、東松島市と農民の家との 2 次避難者の受入契約に基づき、3 月 30 日 (水) に 27 人、4 月 3 日 (日) に 48 人が鳴子温泉に避難 <p>○被災状況報告</p> <p>○報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ＜農地等の被害状況調査 8 日 (金) まで実施～災対産業経済部＞ ＜火災の注意喚起～副本部長＞ ・春先の火災の発生が懸念される。市民に注意を促す指示
平成 23 年 4 月 5 日 (火)	26 日目	第 30 回	8:30～	<p>○本部長より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本日「松山と松島間」「鹿島台と松島間」のミヤコーバスによる JR 代替バスが運行 <p>○被災状況報告</p> <p>○報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ＜私立幼稚園保育料の助成～災対教育部＞ ＜古川地域ストックヤード (旧古川合庁跡地) の変更～災対民生部＞ ・岩出山上野目地内 85,377㎡の民有地の賃貸借が可能となり、当地に変更。新ストックヤードは 13 日 (水) から再開
平成 23 年 4 月 6 日 (水)	27 日目	第 31 回	8:30～	<p>○被災状況報告</p> <p>○報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ＜農業関連の被害額～災対産業経済部＞ ・2 次集計の結果は総額約 40 億 4,800 万円 ＜被災者生活再建支援制度の受付～災対民生部＞ ・11 日 (月) 発行の広報おおさきに掲載。11 日 (月) から受付ができるよう、本日、各総合支所と打合せ

年月日	経過日数	会議回数	時刻	内 容
平成 23 年 4 月 7 日 (木)	28 日目	第 32 回	8:30～	<p>○被災状況報告</p> <p>○報告事項</p> <p>＜南三陸町への応急給水支援～災対水道部＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道部職員を派遣，日水協の金沢支部と協力し，4 月いっぱいまで支援 <p>＜学校教育関係～災対教育部＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古川第一小学校の木造校舎は解体，体育館を 6 つに区切って教室に転用，6 月中に仮設校舎の建設に着手予定 ・古川東中学校は古川南中学校，古川北中学校，古川西中学校に学年ごとに分散して登校 ・学校給食は 21 日（木）からの開始が目標。岩出山学校給食センターは 10 日（日）まで古川武道館の避難所へ食事を供給し，11 日（月）からは修繕と併せて学校給食の準備に入る。
		－	23:32	<p>○東北地方太平洋沖地震の余震発生。震源地は宮城県沖，北緯 38° 12' ，東経 141° 55' ，震源の深さ 66km，マグニチュード 7.2，古川三日町で最大震度 6 弱を観測</p> <p>○市全職員 3 号配備</p>
平成 23 年 4 月 8 日 (金)	29 日目	第 33 回	1:30～	<p>○被災状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所となっている古川武道館内での人的被害なし。 ・市民病院本院での人的被害なし。一部，スプリンクラーが作動 ・鹿島台総合支所 3 階で天井の一部が落下 ・田尻総合支所管内で水道管の本管が破損 ・市役所本庁舎と西庁舎の渡り廊下で壁のひび割れが拡大 <p>＜古川消防署＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急搬送 5 件 ・軽油等の漏洩 2 件発生も消防署で処理済み
		第 34 回	2:30～	<p>○被災状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2 時過ぎ，古川飯川で普通建物火災，炎上中 ・三本木地域で県広域水道の漏水箇所あり。 <p>＜東北電力古川営業所＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内は停電中。 <p>○その他</p> <p>＜職員の勤務体制～災対総務部＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・深夜で被害状況がつかめないため，管理職を残して職員は帰宅。職員は 7 時 30 分までに登庁。登庁途上で確認できた被害状況は所属長に報告，所属長は各災対部長に報告のこと。

年月日	経過日数	会議回数	時刻	内 容
平成 23 年 4 月 8 日 (金)	29 日目	第 35 回	8:30～	<p>○被災状況報告</p> <p>○報告事項</p> <p>＜古川地域の避難所状況～災対市民協働推進部＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古川中学校，古川第二小学校，古川第三小学校，古川第五小学校，古川保健福祉プラザ，大崎中央高等学校で避難所開設も避難者が少数のため，避難者を古川武道館に誘導 <p>○ライフラインの状況</p> <p>＜上水道関係～災対水道部＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検を 9 日（土）までに終了予定 <p>＜電力関係～東北電力古川営業所＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通電は仙台市の一部のみ，大崎市は全地域で停電，電源は日本海側の火力発電所も止まっている。 <p>＜都市ガス関係～古川ガス＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体的に正常，駅南団地 4 号棟の外部でガス漏れ復旧 <p>○その他</p> <p>＜学校施設の被害状況～災対教育部＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・58 施設中 10 施設に被害あり。8 日（金）から 9 日（土），4 班体制で被害調査を実施 <p>＜保育所等～災対民生部＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所，児童クラブで若干の被害はあるが，通常通り開所 <p>＜り災確認のやりなおし～災対総務部＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本日午後から，り災確認の目視を再度やりなおす。既に全壊していた家屋を除き，再確認，職員体制も増強 <p>＜り災確認の体制強化～副本部長＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・り災証明の申請が増加傾向から体制を 10 班から 20 班にする。
		第 36 回	17:00～	<p>○被災状況報告</p> <p>○ライフラインの状況</p> <p>＜上水道関係～災対水道部＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県水受水地域は，いずれも断水中 <p>＜電力関係～東北電力古川営業所＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改修工事は 9 日（土）の朝まで掛かる見込み，鳴子，鬼首地区で一部，通電 <p>＜都市ガス関係～古川ガス＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガスは発電機で供給中 <p>○その他</p> <p>＜古川消防署＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急搬送 34 件 <p>＜古川警察署＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管内の信号機は停電により消灯，一部，国道の交差点では自家発電により点灯，大きな人身事故は発生していない。

年月日	経過日数	会議回数	時刻	内 容
平成 23 年 4 月 9 日 (土)	30 日目	第 37 回	8:30～	<ul style="list-style-type: none"> ○被災状況報告 ○ライフラインの状況 <ul style="list-style-type: none"> <電力関係～東北電力古川営業所> ・石巻市への支援部隊で新潟から来ている 105 名を古川に結集 ・大崎の復旧に全力を挙げた結果, 本日の 3 時 41 分に 1 市 4 町へ送電を開始 ○報告事項 <ul style="list-style-type: none"> <入学式～災対教育部> ・12 日 (火) 又は 14 日 (木) に実施, 上野目小学校, 真山小学校, 大貫小学校は体育館の使用が出来ないため, 日程を調整
平成 23 年 4 月 10 日 (日)	31 日目	第 38 回	8:30～	<ul style="list-style-type: none"> ○本部長より <ul style="list-style-type: none"> 明日で震災から 1 か月, 復旧対策と市民の生活支援に両面に取り組む。JR 陸羽東線は 16 日 (土) を目途に再開予定 ○被災状況報告 ○報告事項 <ul style="list-style-type: none"> <臨時運行バス仙台鹿島台線～災対市民協働推進部> ・11 日 (月) から当分の間, 6 時 30 分「鎌田記念ホール前」発「仙台駅 (30 番停留所)」間が運行, 帰りの最終便は「仙台駅」17 時発, 1 日 2 往復で片道運賃は 1,100 円, (株)ミヤコーバスによる臨時運行
平成 23 年 4 月 11 日 (月)	32 日目	第 39 回	8:30～	<ul style="list-style-type: none"> ○被災状況報告 ○報告事項 <ul style="list-style-type: none"> <沿岸部からの 2 次避難者の現地事務所開設～総務部長> ・鳴子総合支所大会議室を現地事務所として開設
平成 23 年 4 月 12 日 (火)	33 日目	第 40 回	8:30～	<ul style="list-style-type: none"> ○被災状況報告 ○報告事項 <ul style="list-style-type: none"> <2 次避難者の健康支援～災対民生部> ・鳴子温泉の福祉避難所について, 13 日 (水) より, 保健師 2 名の 2 班体制で巡回
平成 23 年 4 月 13 日 (水)	34 日目	第 41 回	8:30～	<ul style="list-style-type: none"> ○被災状況報告 ○報告事項 <ul style="list-style-type: none"> <3 号配備から 2 号配備への切り替え～本部長> ・切り替えの時期, 13 日 (水), 13 時 ・18 日 (月) 付けで人事異動を発令, 市民協働推進部長兼震災復興局長のポストを新設
平成 23 年 4 月 14 日 (木)	35 日目	第 42 回	8:30～	<ul style="list-style-type: none"> ○被災状況報告 ○報告事項 <ul style="list-style-type: none"> <市災害対策本部執務室の移動～総務部長> ・18 日 (月) より執務室を本庁北会議室 1 階より防災安全課に移動 <り災証明・仮設住宅の申し込み～災対総務部> ・4 月中, 土曜日, 日曜日は北会議室 1 階で受付
平成 23 年 4 月 15 日 (金)	36 日目	第 43 回	8:30～	<ul style="list-style-type: none"> ○本部長より <ul style="list-style-type: none"> JR の復旧状況～陸羽東線 16 日 (土), 石巻線「小牛田・前谷地間 17 日 (日), 東北本線 (仙台・花泉間) 21 日 (木) ○被災状況報告 ○報告事項 <ul style="list-style-type: none"> <ボランティアセンターの閉鎖～災対民生部> ・本日で閉鎖

年月日	経過日数	会議回数	時刻	内 容
平成 23 年 4 月 18 日 (月)	39 日目	第 44 回	8:30～	<ul style="list-style-type: none"> ○本部長より <ul style="list-style-type: none"> ・本日付けで人事異動を実施 ○被災状況報告 ○報告事項 <ul style="list-style-type: none"> <議会臨時会 5 月補正予算額～災対総務部> ・総額 48 億 5,000 万円, この内, 約 20 億円が道路等建設関係, 約 23 億円が教育施設関係
平成 23 年 4 月 21 日 (木)	42 日目	第 45 回	8:30～	<ul style="list-style-type: none"> ○本部長より <ul style="list-style-type: none"> ・19 日 (火), 岩出山中学校の入学式で小中学校の入学式が全て終了。26 日 (火), 10 時から議員全員協議会, 5 月の議会臨時会は 2 日 (月) に招集, 10 日 (火)・11 日 (水) に集中質疑を予定 ○被害状況報告 ○報告事項 <ul style="list-style-type: none"> <義援金配分委員会～災対民生部> ・22 日 (金) 開催, 委員 7 名で配分案を審議
平成 23 年 4 月 25 日 (木)	46 日目	第 46 回	16:00～	<ul style="list-style-type: none"> ○被災状況報告 ○報告事項 <ul style="list-style-type: none"> <有備館の解放～災対教育部> ・復旧の準備で閉鎖していたが工事前に解放することを決定 <義援金の受付～災対民生部> ・5 月 9 日 (月) より受付, 市民への周知は広報誌の折り込みにて <稲作の作付け拡大～災対産業経済部> ・沿岸部での稲の作付けが出来ないため, 県より大崎市に対して 523ha の作付け枠の拡大要請あり。 <議場の被災～議会事務局長> ・震災の被害により, 5 月の議会臨時会及び 6 月議会は議員全員協議会室を使用
平成 23 年 4 月 28 日 (木)	49 日目	第 47 回	8:30～	<ul style="list-style-type: none"> ○被災状況報告 ○報告事項 <ul style="list-style-type: none"> <2 次避難所 (古川武道館) の閉鎖～災対市民協働推進部> ・29 日 (金) 朝をもって閉鎖 <有備館の公開～災対教育部> ・5 月 3 日 (火) より一般公開
平成 23 年 5 月 2 日 (月)	53 日目	第 48 回	8:30～	<ul style="list-style-type: none"> ○本部長より <ul style="list-style-type: none"> ・4 月 29 日 (金), 東北新幹線が全線開通 ○被災状況報告 ○報告事項 <ul style="list-style-type: none"> <農地の被害状況～災対産業経済部> ・水田内の亀裂や陥没などで農地被害は 421 件, 作付け出来ない面積は 5ha <議会災害対策特別委員会～議会事務局長> ・第 1 回目は 17 日 (火)
平成 23 年 5 月 6 日 (金)	57 日目	第 49 回	8:30～	<ul style="list-style-type: none"> ○本部長より <ul style="list-style-type: none"> ・12 日 (木), 議会に同行して上京, 内閣府と各省庁を回り, 震災に関する緊急要望を行う。 ○被害状況報告

年月日	経過日数	会議回数	時刻	内 容
平成 23 年 5 月 9 日 (月)	60 日目	第 50 回	8:30～	○被害状況報告 ○報告事項 <り災証明申請件数等～災対総務部> ・申請件数は 5,665 件, 内, 調査済みが 1,538 件で 27%の処理, 本日より 29 班体制 (予備 2 班) で調査 ・台東区へ建築専門職員の派遣を要請, 国税局から職員派遣が可能との連絡 (16 日 (月)), 台東区職員 4 名, 国税局職員 4 名が着任)
平成 23 年 5 月 16 日 (月)	67 日目	第 51 回	8:30～	○本部長より ・14 日 (土), 川渡の河川敷で菜の花フェスティバルが開催, 1,500 人が訪れた (沿岸部からの 2 次避難者 603 人も参加)。当日は南三陸町長, 石巻市・東松島市の両副市長, 藤岡選手も激励に訪れた。 ○各災対部の震災対応報告 ○報告事項 <さいがいエフエムの運用終了～政策推進監> ・3 月 15 日 (火) に開局した「おおさきさいがいエフエム」は 14 日 (土) 17 時をもって運用終了
平成 23 年 5 月 19 日 (木)	70 日目	第 52 回	8:30～	○報告事項 <県内の牧草の放射能測定結果等～危機管理監> ・丸森町 1,530 ベクレル/kg, 大崎市 350 ベクレル/kg でいずれも粗飼料中の放射性物質の暫定許容値 (放射性セシウム 300 ベクレル/kg) を上回ったため, 18 日 (水), 県が記者発表, この発表を受け, マスコミ各社が一斉に報道 <県の対応～大崎家畜保健衛生所> ・県は地域 1 か所でも放射性物質が基準値を上回ったときは, 放牧を自粛する方針 <市の対応～災対産業経済部> ・本日付けで 850 の酪農, 肥育, 繁殖全農家に対し, 正しい情報を理解していただくためのチラシを送付
平成 23 年 5 月 23 日 (月)	74 日目	第 53 回	8:30～	○各災対部の震災対応報告 ○報告事項 <震災後の「まつり, イベント」等～政策推進監> ・市における甚大な被害を考慮し, 100 日 (6 月 18 日) までの, まつり, イベントは自粛 <公共土木関係の国の災害査定～災対建設部> ・本日より開始
平成 23 年 5 月 30 日 (月)	81 日目	第 54 回	8:30～	○各災対部の震災対応報告 ○報告事項 <洪水予報, 水防警報の基準見直し～危機管理監> ・国交省北上川下流河川事務所と仙台管区気象台の協議により, (河川堤防の) 応急復旧状況を考慮した基準水位を新たに設定 ・6 月より, 新基準水位に基づく洪水予報や洪水警報が発表される。

年月日	経過日数	会議回数	時刻	内 容
平成 23 年 6 月 6 日 (月)	88 日目	第 55 回	8:00～	○各災対部の震災対応報告 ○報告事項 ＜市行政庁舎の節電対策～災対総務部＞ ・電力 20%削減を目標に、本日付けで各課に通知 ＜牧草の放射性物質測定結果＞ ・1 日 (水)、市内で採取された牧草について、検出された放射性セシウムについては、暫定許容値 300 を下回る 253 ベクレル /kg
平成 23 年 6 月 13 日 (月)	95 日目	第 56 回	8:30～	○各災対部の震災対応報告 ○報告事項 ＜高速道路の無料開放～災対総務部＞ ・20 日 (月) から 1 年間、東北の高速道路が無料開放、り災証明又は被災証明の提示が必要 ＜牧草の使用制限解除～災対産業経済部＞ ・4 回目の放射能検査の結果、300 ベクレル /kg の基準に対して 253 ベクレル /kg、3 回連続で基準値を下回ったため、使用制限は解除
平成 23 年 6 月 20 日 (月)	102 日目	第 57 回	8:30～	○各災対部の震災対応報告 ○報告事項 ＜り災証明の家屋調査に係る応援終了～災対総務部＞ ・台東区職員及び国税局職員による応援は 17 日 (金) で終了 ＜有備館の解放延長～災対教育部＞ ・当初に予定していた 6 月末までの解放期間を今後も延長 ＜第 1 回復興会議～災対市民協働推進部＞ ・16 日 (木)、第 1 回目の市民代表による会議を開催、26 名が参加
平成 23 年 6 月 27 日 (月)	109 日目	第 58 回	8:30～	○各災対部の震災対応報告 ○報告事項 ＜沿岸部支援の自衛隊が撤収～鹿島台総合支所＞ ・23 日 (木)、鎌田記念ホール前で野営していた自衛隊が撤収 ＜簡易空間放射線量測定器の導入～防災安全課＞ ・22 日 (水) に 7 台の測定器が納品された。また、28 日 (火) に県より 1 台の線量計が本市に貸与される。本庁と各総合支所では毎日 9 時に測定。本庁では土・日も測定を実施
平成 23 年 7 月 4 日 (月)	116 日目	第 59 回	8:30～	○各災対部の震災対応報告 ○報告事項 ＜環境保全課内に災害廃棄物対策室を設置～災対民生部＞ ・1 日 (金)、本庁西庁舎 4 階の会議室に事務所を移転、本日より業務を開始

年月日	経過日数	会議回数	時刻	内 容
平成 23 年 7 月 11 日 (月)	123 日目	第 60 回	8:30～	<p>○本部長より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本日、植田・新副市長の辞令交付式を行い、その後、16 時 45 分から就任式を実施 <p>○各災対部の震災対応報告</p> <p>○報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ＜震災家屋の解体処理の受付開始～災対民生部＞ <ul style="list-style-type: none"> ・本日より受付を開始する。 ＜南三陸町での応急給水活動の終了予定～災対水道部＞ <ul style="list-style-type: none"> ・本市、仙台市、登米市が実施している応急給水活動は 7 月末で終了予定（本市は 8 月 10 日（水）に終了した） ＜2 号配備の解除～危機管理監＞ <ul style="list-style-type: none"> ・本日、13 時をもって配備を解除、ただし、①福島第 1 原発の事故の影響が収束されていないこと②鳴子温泉で沿岸部からの 2 次避難者の受け入れを実施していることから、当分の間、市災害対策本部は維持
平成 23 年 7 月 19 日 (火)	131 日目	第 61 回	8:30～	<p>○各災対部の震災対応報告</p> <p>○報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ＜稲わらから高濃度の放射性物資が検出～災対産業経済部＞ <ul style="list-style-type: none"> ・本市の 2 件の農家から収集し、業者が出荷した稲わらから 17,000 ベクレルの放射性物質が検出 ＜鎌巻地区の液状化に関する住民説明会～鹿島台総合支所長＞ <ul style="list-style-type: none"> ・28 日（木）、19 時より国交省北上川下流河川事務所鹿島台出張所主催により開催。市議会及び市への説明は 22 日（金） ＜「放射能に対する正しい知識」講演会の開催～防災安全課＞ <ul style="list-style-type: none"> ・8 月 9 日（火）、14 時からパレットおおさきで開催、講師は（独法）放射線医学総合研修所理事・明石真言（まこと）氏
平成 23 年 7 月 25 日 (月)	137 日目	第 62 回	13:30～	<p>○各災対部の震災対応報告</p> <p>○報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ＜住宅リフォーム補助の受付開始～災対建設部＞ <ul style="list-style-type: none"> ・本日より受け付けを開始。本年度、200 件分の補助を予定
平成 23 年 8 月 8 日 (月)	151 日目	第 63 回	8:30～	<p>○各災対部の震災対応報告</p> <p>○報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ＜議会へ震災復興計画素案を提示～災対市民協働推進部＞ <ul style="list-style-type: none"> ・5 日（金）に議会へ提示、8 月末までに 1 次案を固め、9 月には議員全員協議会へ 1 次案を報告 ＜7 月までの震度 5 以上の余震回数～危機管理監＞ <ul style="list-style-type: none"> ・余震回数は 57 を数えた。役所の公用車を常に満タンにしておくよう指示
平成 23 年 8 月 22 日 (月)	165 日目	第 64 回	8:30～	<p>○本部長より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・19 日（金）、鳴子温泉の 2 次避難所で南三陸町民の退所式が行われた。 <p>○各災対部の震災対応報告</p> <p>○報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ＜宮城県産牛の出荷停止解除～災対産業経済部＞ <ul style="list-style-type: none"> ・19 日（金）、出荷停止が解除

年月日	経過日数	会議回数	時刻	内 容																																			
平成 23 年 8 月 25 日 (木)	168 日目	第 65 回	9:30～	<p>○協議事項</p> <p><東日本大震災に係る市災害廃棄物処理事業（損壊家屋の解体・処分）の拡大について～環境保全課災害廃棄物対策室></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象家屋：住居と中小企業者等が所有する家屋を対象 ・対象基準：内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準」に基づく被害程度の「全壊」若しくは「大規模半壊」又は「半壊の個人住宅（市が必用と認める場合）」を対象 ・対象範囲～①個人が所有する家屋②中小企業者等が所有する家屋③併用住宅（店舗又は事務所等と居宅を兼ねる場合） <p>主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象範囲の②に農業者も加えるべき。 <p>協議結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施する上において、細かいマニュアルがないと不公平になる。将来の復興計画等の足かせにならないよう、十分に（事業内容を）固めた上で議会に提案のこと。 																																			
平成 23 年 9 月 21 日 (水)	195 日目	第 66 回	15:00～	<p>○本部長より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風第 15 号の（宮城県への）最接近が本日夜半ごろ，明るい内に情報を収集し，万全を期すこと。 <p>○報告事項</p> <p><職員の配備体制を 2 号配備に～危機管理監></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本日 16 時から 22 日（火）8 時 30 分まで 2 号配備とする。 <p><避難所への物資の搬入～災対民生部></p> <ul style="list-style-type: none"> ・吉田川の氾濫に備え，避難所となる鹿島台小学校及び鹿島台第二小学校へ毛布，アルファ米を搬入済み <p><古川消防署></p> <ul style="list-style-type: none"> ・鹿島台分署について 3 名の職員を増強。ゴムボートを準備し救助隊の出動も視野に入れている。 																																			
平成 23 年 9 月 22 日 (木)	196 日目	第 67 回	8:30～	<p>○各災対部の震災対応報告</p> <p>○報告事項</p> <p><台風 15 号による市の被害状況～危機管理監></p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 <table border="1" data-bbox="753 1534 1428 1774"> <thead> <tr> <th>避難所名</th> <th>避難者数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>古川南児童センター</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>三本木南町コミュニティーセンター</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>鹿島台小学校</td> <td>302</td> </tr> <tr> <td>鹿島台第二小学校</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>田尻南小塩集会所・保健センター</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>686</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・家屋被害（確定数値） <table border="1" data-bbox="753 1841 1428 2065"> <thead> <tr> <th>地 域</th> <th>床上浸水（棟）</th> <th>床下浸水（棟）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>古川</td> <td>－</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>松山</td> <td>6</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>三本木</td> <td>－</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>鹿島台</td> <td>102</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>田尻</td> <td>－</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>108</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	避難所名	避難者数（人）	古川南児童センター	1	三本木南町コミュニティーセンター	13	鹿島台小学校	302	鹿島台第二小学校	250	田尻南小塩集会所・保健センター	120	計	686	地 域	床上浸水（棟）	床下浸水（棟）	古川	－	2	松山	6	37	三本木	－	5	鹿島台	102	52	田尻	－	4	計	108	100
避難所名	避難者数（人）																																						
古川南児童センター	1																																						
三本木南町コミュニティーセンター	13																																						
鹿島台小学校	302																																						
鹿島台第二小学校	250																																						
田尻南小塩集会所・保健センター	120																																						
計	686																																						
地 域	床上浸水（棟）	床下浸水（棟）																																					
古川	－	2																																					
松山	6	37																																					
三本木	－	5																																					
鹿島台	102	52																																					
田尻	－	4																																					
計	108	100																																					

年月日	経過日数	会議回数	時刻	内 容																		
平成 23 年 9 月 22 日 (木)	196 日目	第 67 回	8:30～	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告～21 日 (水) 22 時 30 分, 避難指示～22 日 (木) 3 時 00 分, 吉田川流域の 4 行政区に対して発令 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象行政区</th> <th>世帯数 (世帯)</th> <th>人 数 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上志田</td> <td>128</td> <td>467</td> </tr> <tr> <td>下志田</td> <td>78</td> <td>311</td> </tr> <tr> <td>内ノ浦の一部</td> <td>267</td> <td>852</td> </tr> <tr> <td>鎌巻の一部</td> <td>169</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>642</td> <td>2,230</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示の解除～22 日 (木) 7 時 30 分 	対象行政区	世帯数 (世帯)	人 数 (人)	上志田	128	467	下志田	78	311	内ノ浦の一部	267	852	鎌巻の一部	169	600	計	642	2,230
対象行政区	世帯数 (世帯)	人 数 (人)																				
上志田	128	467																				
下志田	78	311																				
内ノ浦の一部	267	852																				
鎌巻の一部	169	600																				
計	642	2,230																				
平成 23 年 10 月 17 日 (月)	221 日目	第 68 回	11:00～	<ul style="list-style-type: none"> ○各災対部の震災対応報告 ○報告事項 <ul style="list-style-type: none"> <建設部所管の災害査定～災対建設部> ・本日の 3 件をもって完了。道路, 橋梁, 河川, 下水道関係全体で 176 件となる。 <三本木総合支所の復旧工事進捗状況～三本木総合支所長> ・議場の復旧工事は 10 月末に完了予定 																		
平成 23 年 11 月 7 日 (月)	242 日目	第 69 回	8:30～	<ul style="list-style-type: none"> ○本部長より <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災から約 8 か月が経過。3 日 (木) に開催した震災復興大会で一定の区切りが出来た。 ○報告事項 <ul style="list-style-type: none"> <大崎市放射能対策庁内検討委員会設置規定(案)～危機管理監> ・本部会議で了とされた。 																		
平成 24 年 3 月 30 日 (金)	386 日目	第 70 回	13:00～	<ul style="list-style-type: none"> ○本部長より <ul style="list-style-type: none"> ・26 日 (月), 県は災害対策本部を廃止に。本市としても本日で市災害対策本部を廃止したい。 ○各災対部の震災対応報告 ○協議事項 <ul style="list-style-type: none"> <市災害対策本部の廃止～危機管理監> ・30 日 (金) 14 時をもって本部を廃止したい。 ・本部廃止後においては, 震災復興推進本部及び庁議において被災状況を共有し, 災害復旧や復興事業に取り組む。 協議結果 <ul style="list-style-type: none"> ・本部会議で了とされた。 																		

3 現地災害対策本部の経過【各総合支所】

■現地災害対策本部（松山地域）

年月日	経過 日数	会議 回数	時刻	内 容
平成 23 年 3 月 11 日（金）	—	—	14:46	地震発生、市内最大震度 6 強を観測、市災害対策本部を設置、全職員に 3 号配備
		第 1 回	15:00～ 16:00	・避難所開設 ・給水計画 ・情報提供（防災行政無線） ・被害状況
		第 2 回	20:00～ 21:00	・避難所運営 ・給水計画 ・情報提供（防災行政無線） ・情報収集
		第 3 回	22:00～ 23:00	・避難所運営 ・給水計画 ・情報提供（防災行政無線） ・被害状況
3 月 12 日（土）	1 日目	第 4 回 ～ 第 9 回	7:30～ 24:00	・避難所運営（避難者名簿、食糧・燃料調達等） （拠点給水所設置） ・情報提供（防災行政無線） ・被害状況調査 （道路・家屋・被害等を現地災害対策本部と消防団で調査） ・被害状況
3 月 13 日（日） ～ 3 月 16 日（水）	2 日目 ～ 5 日目	第 10 回 ～ 第 26 回		・道路応急処置 ・災害ごみ集積所 ・避難所増設 ・給水計画 ・燃料調達 ・救援物資
3 月 17 日（木） ～ 3 月 27 日（土）	6 日目 ～ 17 日目	第 27 回 ～ 第 50 回		・停電復旧 ・避難所縮小 ・27 日 17:00 現地災害対策本部 2 号配備に切り替え ・救援物資配付
4 月 7 日（木）	27 日目	第 51 回		余震発生。鹿島台地域震度 6 弱を観測 現地災害対策本部 3 号配備に切り替え ・被害調査

■現地災害対策本部（三本木地域）

年月日	経過 日数	会議 回数	時 刻	内 容
平成 23 年 3月 11日 (金)	—	—	14:46	地震発生，市内最大震度 6 強を観測，市災害対策本部を設置，全職員に 3 号配備
		第 1 回	15:00～ 15:32 15:40～	現地災害対策本部会議開始 周辺公共施設確認（三本木庁舎天井落下） 職員パトロール出動。被害状況調査開始
		第 2 回	16:56～ 18:00 20:30～	現地災害対策本部会議開始 JR から新幹線停止の連絡あり。避難場所について児童交流センター，総合体育館を伝える。 新幹線から乗客を避難所へピストン輸送開始
3月 12日 (土)	1 日目		3:45	ピストン輸送終了
		第 3 回	7:00～ 8:25～ 11:05～	現地災害対策本部会議開始 JR 避難者 避難所から撤収開始（JR バスにて） 職員パトロール出動（2 回目） 支所にて給水開始
		第 4 回	16:00～ 17:30	現地災害対策本部会議開始 JR 避難者 避難所から撤収完了
3月 13日 (日) ～ 3月 26日 (月)	2 日目 ～ 15 日目	第 5 回 ～ 第 30 回	7:00～	<ul style="list-style-type: none"> ・被害場所応急処置 ・救援物資受入れ・配布 ・三本木庁舎に仮設トイレの設置 ・水道 排水タンクに亀裂 ・人工透析者のガソリン給油証明書を発行 ・災害ごみ搬入開始（三本木桑折字推路山 地内） ・応急危険度調査開始 ・3/17 三本木地域 電気復旧 ・3/17 三本木地域 電話復旧 ・3/20 三本木地域 水道一部復旧 ・3/24 三本木地域 水道全域復旧 ・3/25 三本木地域 2号配備へ移行
4月 7日 (木) ～ 4月 10日 (日)	27 日目 ～ 30 日目	第 31 回 ～ 第 35 回	7:00～	<p>地震（余震）発生，市内最大震度 6 強（三本木 5 弱）を観測，市災害対策本部の設置を受け三本木総合支所に現地災害対策本部設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管内パトロールを実施し被害状況・安否の確認 ・その他火災発生（消火活動実施） ・シルバーハウジングのエレベーター停止 ・水道断水（三本木地域で漏水あり） ・給水活動実施 ・4/8 23 時 三本木地域 電気復旧 ・4/9 三本木地域 水道復旧 ・4/10 三本木地域 2号配備へ移行

■現地災害対策本部（鹿島台地域）

年月日	経過 日数	会議 回数	時刻	内 容
平成 23 年 3 月 11 日 (金)	—	—	14:46	地震発生，市内最大震度 6 強を観測，市災害対策本部を設置（支所職員 4 班と消防班），全職員に 3 号配備
		第 1 回	15:00～ 16:00	・避難所開設 ・給水計画 ・情報提供（防災行政無線） ・被害状況
		第 2 回	20:00～ 21:00	・避難所運営 ・給水計画 ・情報提供（防災行政無線） ・情報収集
		第 3 回	23:00～ 24:00	・避難所運営 ・給水計画 ・情報提供（防災行政無線） ・被害状況
3 月 12 日 (土)	1 日目	第 4 回 ～ 第 5 回	7:00～ 24:00	・避難所運営（避難者名簿，食糧・燃料調達等） （拠点給水所設置） ・情報提供（防災行政無線） ・被害状況調査（道路・家屋・被害等を現地本部と消防団で調査） ・被害状況
3 月 13 日 (日) ～ 3 月 16 日 (水)	2 日目 ～ 5 日目	第 6 回 ～ 第 10 回		・道路応急処置 ・災害ごみ集積所 ・避難所増設 ・給水計画 ・燃料調達 ・救援物資
3 月 17 日 (木) ～ 3 月 28 日 (月)	6 日目 ～ 17 日目	第 11 回 ～ 第 22 回		・停電復旧 ・避難所縮小 ・21 日から拠点給水所 + 巡回給水車開始 ・28 日 17:00 現地災害対策本部 2 号配備に切り替え ・救援物資配布
3 月 29 日 (火) ～ 4 月 6 日 (水)	18 日目 ～ 26 日目	第 23 回 ～ 第 31 回		・避難所運営 ・災害ごみ集積 ・現地災害対策本部業務を災害対策から災害復旧へシフト ・4 月 2 日 避難所閉鎖
4 月 7 日 (木) ～ 4 月 12 日 (火)	27 日目 ～ 32 日目	第 32 回 ～ 第 37 回	23:33	余震発生，鹿島台地域震度 6 弱を観測 現地災害対策 3 号配備に切り替え ・被害調査

■現地災害対策本部（岩出山地域）

年月日	経過 日数	会議 回数	時 刻	内 容
平成 23 年 3月 11日 (金)	—	—	14:46	地震発生，市内最大震度 6 強を観測，市災害対策本部を設置（支所職員 4 班と消防班），全職員に 3 号配備
		第 1 回	15:00～ 16:00	下記について協議 ・被害状況把握 ・情報収集，提供（広報車等による） ・避難所開設・運営
		第 2 回	20:00～ 21:00	・避難所運営 ・情報収集，提供（広報車等による）
3月 12日 (土)	1 日目	第 3 回 ～ 第 4 回	7:00～ 24:00	・避難所集約（13 日～スコレハウスへ） ・避難所運営（避難者名簿，食糧・燃料調達等） ・情報収集，提供（広報車等による） ・被害状況調査（道路・家屋・被害等を現地災害対策本部と消防団で調査） ・燃料・発電機調達等
3月 13日 (日) ～ 3月 16日 (水)	2 日目 ～ 5 日目	第 5 回 ～ 第 12 回		・道路応急処置 ・ストックヤード開設（18 日から木通沢処分場開場） ・救援物資 ・避難所運営（食事提供等：婦人防火クラブによる炊出し支援）
3月 17日 (木) ～ 3月 28日 (月)	6 日目 ～ 17 日目	第 13 回 ～ 第 24 回		・救援物資 ・情報収集・提供（広報車等による） ・停電復旧（18 日完全復旧） ・総合支所窓口業務再開（18 日～） ・24 日 避難所閉鎖 ・28 日 家庭ごみ収集再開 ・28 日 17:00 現地災害対策 2 号配備に切り替え
3月 29日 (火) ～ 4月 6日 (水)	18 日目 ～ 26 日目	第 25 回 ～ 第 37 回		・災害ごみ集積 ・現地災害対策本部業務を災害対策から災害復旧へシフト （31 日 16:45 解散）
4月 7日 (木) ～ 4月 10日 (日)	27 日目 ～ 30 日目	第 38 回 ～ 第 41 回	23:33	余震発生。鹿島台地域震度 6 弱を観測。 3 号配備に切り替え ・被害調査
4月 11日 (月)	31 日目	第 42 回		現地災害対策 2 号配備に切り替え
4月 14日 (木)	34 日目	第 43 回		現地災害対策を解散

■現地災害対策本部（鳴子温泉地域）

年月日	経過 日数	会議 回数	時 刻	内 容
平成 23 年 3月 11日 (金)	—	—	14:46	地震発生，市内最大震度 6 強を観測，市災害対策本部の設置を受け 鳴子総合支所に 14:53 現地災害対策本部設置
		第 1 回	15:00～	・管内パトロールを実施し被害状況の確認 ・避難所開設（鳴子・川渡・鬼首各公民館） ・給水計画 ・情報提供（広報車 3 台で実施）
		第 2 回	17:00～	・避難所運営 ・今後の体制の確認
3月 12日 (土)	1 日目	第 3 回 第 4 回	7:00～ 14:55～	・避難所運営（避難者名簿，食糧・燃料調達等） ・情報提供並びに被害確認 （道路・家屋・被害等を現地災害対策本部と消防団で調査） ・自主避難所開設状況確認並びに支援 ・給水活動実施
3月 13日 (日) ～ 3月 16日 (水)	2 日目 ～ 5 日目	第 5 回 ～ 第 12 回	8:00～	・被害場所応急処置 ・3/14 鳴子温泉地域 電気復旧 ・3/16 鳴子温泉地域 電話復旧 ・救援物資受入れ・配布
3月 17日 (木) ～ 3月 28日 (月)	6 日目 ～ 11 日目	第 13 回 ～ 第 25 回		・3/19 鳴子温泉地域 水道復旧 ・3/20 消防団（松山地域・田尻地域・鹿島台地域）に支援派遣 ・3/22 8:00 現地災害対策 2 号配備に切り替え ・3/22 市営バス（鬼首線運行開始） 【沿岸地域等避難者受入状況】 ・3/18 沿岸地域の被災者受け入れに向け旅館組合との協議 ・3/23 市長沿岸被災地を訪問し鳴子温泉地域での受け入れを表明
3月 29日 (火) ～ 5月 6日 (金)	12 日目 ～ 38 日目	第 26 回 ～ 第 32 回		・4/2 避難所閉鎖 ・5/6 現地災害対策本部から現地警戒本部に切り替え 【沿岸地域等避難者受入状況】 ・4/3 沿岸地域等避難者受入開始 ・4/8 沿岸地域等避難者受入現地災害対策を設置
5月 7日 (土) ～ 11月 10日 (木)	39 日目 ～ 186 日目	第 33 回 ～ 第 43 回		・現地災害対策本部及び現地警戒本部会議は述べ 43 回開催 【沿岸地域等避難者受入状況】 ・11/9 沿岸地域等からの避難者すべて退所 ・11/10 沿岸地域等避難者受入現地本部廃止 避難者受入人数 1 日最大 1,071 名 避難自治体 南三陸町・女川町・気仙沼市・東松島市・石巻市

■現地災害対策本部（田尻地域）

年月日	経過 日数	会議 回数	時 刻	内 容	
平成 23 年 3 月 11 日 (金)	—	—	14:46	地震発生, 市内最大震度 6 強 (田尻地域 6 強) を観測, 市災害対策本部の設置を受け田尻総合支所に 15:00 現地災害対策本部設置※庁舎の損傷が激しく, 別棟のプレハブ庁舎へ現地災害対策本部を設置 (支所長・各課長・消防署出張所・田尻駐在所・社協・すまいる園 田尻支団本部)	
			第 1 回	15:15～	・管内パトロールを実施し被害状況・安否の確認 ・避難所開設 (地域内 20 か所 公民館・集会所) ～3 月 31 日まで 最大 727 人避難 ・防災行政無線による情報提供・消防団による緊急広報・警邏
			第 2 回	17:00～	・避難所運営 (3 地区公民館) ・今後の体制の確認
3 月 12 日 (土) ～ 3 月 31 日 (木)	1 日目 ～ 27 日目	第 3 回 ～ 第 50 回	7:00～ 17:00～ (2回/日)	・避難所運営 (避難者名簿, 食糧・燃料調達等) ・被害状況再調査実施 ・情報提供並びに被害確認 (道路・家屋・被害等を現地災害対策本部と消防団で調査) ・田尻中学校給食センター 古川・田尻地域避難所等に「おにぎり」の配給の実施 ・自主避難所開設状況確認並びに支援 ・沿岸部避難者受け入れ ・防災行政無線バッテリー切れの為行政区長宅巡回配付 (情報提供) ・消防団と協力し 24 時間体制 給水活動実施 ～3 月 30 日まで ・ごみストックヤード開設 (3/13,14,15,20,21,22) 以降随時開設 ・ガソリン等燃料随時確保・ガソリン券発行 ・保健師による地域内避難所巡回 ・市本部ほか地元住民からの食料・物資等の提供 ・3/21 田尻地域 電気復旧 ・3/21 田尻地域 電話 (固定) 復旧 ・3/30 田尻地域 水道復旧 ・3/31 田尻地域 下水道復旧 ・3/31 田尻地域避難所閉鎖 (2号配備へ)	
4 月 7 日 (木)	28 日目 ～ 36 日目	第 51 回 ～ 第 69 回	23:33	地震 (余震) 発生, 市内最大震度 6 強 (田尻地域 6 強) を観測, 市災害対策本部の設置を受け田尻総合支所に現地災害対策本部設置※本震同様別棟のプレハブ庁舎へ現地災害対策本部を設置 (支所長・各課長・消防署出張所・田尻駐在所・社協・すまいる園 田尻支団本部) ・管内パトロールを実施し被害状況・安否の確認 ・防災行政無線による情報提供・消防団による緊急広報・警邏 ・普通建物火災発生 (消火活動実施) ・避難所運営 (田尻地区公民館) ～4/12 まで (最大 176 人避難) ・消防団と協力し 24 時間体制 給水活動実施 ～4/14 日まで ・ごみストックヤード随時開設 (5 月以降毎週 日・月・火・水) ～11 月 30 日閉鎖 ・NPO, NGO 団体へ災害復旧支援部隊の基地 (拠点) を提供 (さくらの湯, 加護坊山)	
4 月 8 日 (金) ～ 4 月 15 日 (金)			7:00～ 17:00～ (2回/日)	・4/9 田尻地域 電気復旧 ・4/20 田尻地域 電話 (固定) 復旧 ・4/15 田尻地域 水道復旧 ・4/9 田尻地域 下水道復旧 ・4/15 田尻地域避難所閉鎖 (2号配備へ) ・現地災害対策本部解散後, スtockヤード対応	

3-2 情報の収集・伝達

1 災害情報等の収集・伝達

市地域防災計画では、「大規模な地震が発生した場合には、被害情報の収集に万全を期すため、緊急初動隊等市職員による情報収集活動を行い、被害状況の把握に努める」と定めている。

地震発生直後、直ちに緊急初動隊が避難所や住宅等の被害状況の把握にあたった。緊急初動隊からの情報が入るにつれ、特に中心市街地の被害の大きさが次第に明らかになっていった。



また、地域住民が避難所に避難しているとの情報も寄せられ、市災害対策本部は、直ちに全地域で避難所を開設することを決定し、担当職員を避難所開設にあたらせた。

2 通信・放送施設の確保

市地域防災計画では、「大規模な地震が発生した場合、災害応急対策に必要な指示、命令等の受伝達、情報収集、情報提供を迅速かつ確実にを行う通信手段を確保する」と定めている。

東日本大震災では、防災行政無線以外のほとんどの情報伝達手段が一時寸断し、情報の収集及び伝達に支障をきたした。このため、避難所との連絡についても、人海戦術での情報伝達・収集となった。

震災前の防災行政無線の整備状況は次のとおりである。

■防災行政無線

地 域	古川	松山	三本木	鹿島台	岩出山	鳴子温泉	田尻
同報系		○		○			○
同報系戸別受信機		○		○			○
移動系	○	○	○	○	○	○	○
全国瞬時警報システム (J-ALERT)		○					

同報系については、バッテリーの対応範囲内で稼働し、初動情報の伝達に役立った。移動系については、古川地域では基地局が設置されていた庁舎が使用できなかったため稼働しなかったが、他の地域においては、消防団等の情報伝達に役立った。

■通信放送の確保

宮城県との情報通信手段である地域衛星通信ネットワークについては、稼働はしていたものの、使用できない庁舎内に設備があったため、十分な活用ができなかった。

また、衛星携帯電話については、一般電話が使えない状況の中で、関係機関との情報伝達手段として役立った。

■おおさきさいがい FM

東日本大震災では災害 FM が 32 局開設したが、その内のひとつであるおおさきさいがい FM は 3 月 15 日に開局した。5 月 14 日運用を修了するまで、避難所情報やごみの搬出情報、飲料水の給水情報など災害関連情報を提供し、住民生活に役立った。

3 災害広報活動

「市は、市内の各防災関係機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する」と定めている。

広報車を用いた災害広報は、古川地域においては第 1 回大崎市災害対策本部会議終了時点から開始された。大震災発生直後でもあり、中心市街地を 4 区域に区分し 4 台の拡声器付き公用車で、身の安全の確保と避難所の開設状況を周知した。翌 3 月 12 日（震災後 1 日目）には、避難所の開設情報などを巡回連呼したが、停電や道路の破損の影響もあり一巡するために 3 時間程度を要した。3 月 13 日以降は、中心市街地以外の地区にも巡回の範囲を広げて、被災者相談窓口の開設や、通電に備えた漏電対策（東北電力からの依頼による）などの周知を行った。

しかし、走行する車両からでは拡声範囲や伝達できる情報量に限界があり、聞き取りにくいとの苦情も寄せられた。一方で、伝えるべき情報量は日に日に増加してきたため、情報紙の配布や掲示板の設置（災対本部前）などに切り替え、広報車による災害広報は 1 週間程で終えることとした。

■ウェブサイトで災害情報提供

東日本大震災発生後の混乱のさなか、ウェブサイトで災害情報を提供するため、システム状況の確認を行ったが、停電の影響とデータセンター内の LAN ケーブル断線により、ウェブサイトによる情報発信ができない状況であった。

ウェブサイトによる災害情報の提供ができない状況を打開する方法を検討した末、他の自治体のウェブサイトからの代理掲載を依頼してみる事となった。

3 月 11 日 17 時、衛星携帯電話より、姉妹都市である北海道当別町に、本市の災害情報の代理掲載を依頼したところ、快く引き受けていただいた。

11 日 18 時、モバイルパソコンを使い、Eメールにより当別町へ本市の災害情報を送信し、その情報が当別町のウェブサイトに掲載された。

掲載確認後、総務省と宮城県へ大崎市の災害情報が当別町のウェブサイトに掲載されていることをEメールにより連絡し、その内容の告知を依頼した。総務省と宮城県には、即座に対応をしていただいた。

11日23時、総務省と宮城県のウェブサイトに大崎市の項目が追加され、その項目にアクセスすることにより、当別町のウェブサイトを介して、本市の災害情報を得ることができるようになった。

12日以降は、仮設電話やEメールを使い、当別町にウェブサイトの更新を依頼した。

当別町では、7時から21時までの体制で、ウェブサイトの更新や電話での問い合わせ対応などにあたっていただいた。当別町に入る大崎市民の安否を気遣う問い合わせ件数は、3日間で約500件であった。15日、宮城県警察の安否確認連絡先と市災害対策本部の連絡先を当別町のウェブサイトに掲載したことにより当別町への問い合わせは減少した。

19日、本市のウェブサイトが全面復旧し、更新が可能となり、当別町でのウェブサイトの更新は終了した。代理掲載をした9日間で、アクセス件数は、13万件を超えた。

当別町の心強いバックアップにより、震災の中でも絶えず災害情報を提供し続けることができた。姉妹都市の強い結びつき、絆を肌身で感じ、この縁を末永く大切にしていきたいことが重要であることを改めて実感した。

■広報紙の発行

3月14日、庁舎内の復電に伴い、災害情報広報紙の発行を検討し編集作業に取りかかった。

印刷は近県も含め、発注依頼を調整したが、対応できず、庁舎内の印刷機を使用して発行することとした。

広報紙を編集するにあたり、阪神・淡路大震災を経験された兵庫県神戸市にEメールで連絡し、当時の臨時号を送っていただき、これを参考に作成した。

A4版片面1枚の広報おおさき「災害情報」であったが、その編集は14日の深夜にまでおよんだ。翌15日、庁舎内の印刷機で52千部を印刷、360区ある各行政区ごとに梱包、配布の準備をし、16日、各行政区長の手により、広報おおさき「災害情報」が全世帯に配布された。

連日、市災害対策本部前駐車場に設置してある情報掲示板に張り出された災害情報に、すぐるように見入る市民の姿から、紙を媒体とした情報の配信が大事と考え、広報おおさき「災害情報」第2号の発行を検討したが、深刻な紙不足とガソリン不足により断念するしかなかった。

広報紙は、4月1日に、復興情報を特集した4月号、4月11日に臨時号、5月1日に5月号を発行した。以降毎号の広報紙に復興支援や放射能情報を掲載した。また、避難所への掲示広報として、ライフラインの復旧状況や食料などの情報を掲載した。掲示広報は3月13日から4月20日まで継続した。

■記録写真の撮影

東北地方太平洋沖地震発生後、庁舎内は立入禁止となったが、被害状況を記録するための写真撮影が必要であると判断し、立入禁止の庁舎内にカメラを取りに入った。

3月11日、日が暮れる前に、徒歩で歩いて周れる範囲で写真撮影を行った。12日以降は、広報紙の編

集の合間を見ながら、公用車を使い広い範囲で写真撮影を行った。

■報道機関への情報提供

3月11日、衛星携帯電話を使い古川記者クラブ11社に情報提供を行った。電話がつながらなかった場合は、仙台市の本社に連絡をした。12日以降は、被害状況や生活関連情報などを、毎日Eメールで発信し、報道機関に取り上げていただいた。

15日、市災害対策本部において震災以降初めて市長による記者会見を行った。

報道機関への情報提供には、Eメールを使用したがる、データ化に手間取るなど、ファクスの使用を検討すべきであった。

4 広聴活動

被災者等からの相談、問合せなどに対応するため、3月14日から本庁舎北会議室1階に臨時相談窓口を開設した。また、り災証明や建築物等危険度判定への対応として、総務部税務課・建設部建築住宅課の各職員により、同じく北会議室1階に受付体制を整えた。

相談内容の多くは、被災への具体的な支援を求めるもので、それぞれの担当部署へ相談内容を引き継ぎ、または相談者に担当窓口を紹介するなどの対応を行った。

その後、広報紙などにより被災者支援の各種対応窓口の周知が図られ、また市役所業務が通常化するにつれ、訪れる市民も徐々に減少したため、3月18日をもって臨時相談窓口を閉鎖した。

3-3 災害救助法の適用

災害救助法とは、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、災害で被害を受けた者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的に昭和22年に制定された法律であり、法で定められた災害を受けた市町村に適用される。本市は、平成23年3月11日に災害救助法の適用を受け、これにより、法に基づく救助を実施することとなった。

災害救助法による救助は都道府県が実施することとなっているが、①避難所の設置 ②炊き出しその他による食品及び飲料水の供給 ③被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ④医療及び助産 ⑤災害にかかった者の救出 ⑥災害にかかった住宅の応急修理 ⑦学用品の給与 ⑧埋葬 ⑨死体の捜索 ⑩障害物の除去の救助について、災害救助法第30条第1項に基づく権限の委任を受け、一部の救助を市が実施した。

災害救助法の適用期間は各救助によって異なり、災害発生の日から基本的には7日～1か月となっているが、避難所開設期間の長期化や住宅の応急修理の目処が立たなかったことから、国と協議の上、弾力運用により最大で平成25年3月31日まで期間を延長した。

救助の実施に当たり要した経費は、市が一時的に支払った後、県へ求償した。救助に要した経費は、各救助によって国庫限度額があり、限度額の範囲内で求償することができる。

また、救助を行うに当たっての事務的経費についても限度額の範囲内で求償することが可能である。市が県内被災者に対して実施した救助に要した。

■被災者に対する救助の実施状況と適用期間

救助の種類	適用期間	
	一般基準	特別基準
避難所の設置	災害発生の日から7日以内	平成23年4月28日
仮設住宅の設置	災害発生の日から20日以内の着工	平成24年3月31日
炊き出し等食品給与費	災害発生の日から7日以内	平成23年4月28日
飲料水供給費	災害発生の日から7日以内	平成23年3月31日
災害にかかった住宅の応急修理	災害発生の日から1か月以内	平成25年3月31日
学用品給与費	災害発生の日から15日以内	災害発生の日から45日以内
埋葬費	災害発生の日から10日以内	平成23年12月28日

■被災者に対する災害救助費

種目別区分		員数	金額	備考
1 救助費			903,071 千円	
避難所設置	現存建物	延 62,164 人	20,243 千円	
	ホテル旅館	延 92,837 人	515,353 千円	沿岸部受入
	計	延 155,001 人	535,596 千円	
仮設住宅設置	応急仮設住宅改修（公営住宅）	73 戸	13,288 千円	
炊出し等食品給与費		延 32,015 人	13,224 千円	
飲料水供給費		延 554,975 人	9,485 千円	
住宅の応急修理費		649 世帯	315,099 千円	
学用品の給与費	小学校児童文房具等	42 人	125 千円	
	中学校生徒文房具等	19 人	69 千円	
	計	61 人	194 千円	
埋葬費	市内	16 体	2,157 千円	
	広域受入分	650 体	10,344 千円	
	計	666 体	12,501 千円	
輸送費			3,684 千円	沿岸部受入
2 事務費			193,808 千円	

大崎市資料 平成 25 年 11 月 1 日現在

3-4 医療救護・保健衛生活動

1 医療救護活動

市地域防災計画では、「市は大崎市医師会と連携を図りながら、被災者に対する医療救護活動を実施する。大崎市民病院は、本院、分院、診療所の連携を図り、被災状況に応じて互いの応援体制を早急に整える」と定めている。

市民病院では、地震発生直後に、大崎市民病院災害対策本部を設置するとともに、本館で配管損傷による漏水等があったため、外来患者、本館病棟の入院患者を南病棟へ避難誘導した。また、災害による多数の負傷者等に 24 時間体制で対応するため、トリアージポストの設置を行った。トリアージポストは、救命救急センター診療が通常となる 3 月 18 日まで継続して設置した。

本市の人的被害としては、重傷者 76 人を含む重軽傷者が 2 百人を超える被害となったが、大崎市医師会及び市民病院との連携により救護活動を行った。

市民病院では、医療巡回チームを編成し、3 月 21 日まで避難所巡回を実施した。また、大崎市医師会の医師による独自の避難所巡回も行われた。

古川保健福祉プラザにおいても、市外の医師 1 名による臨時の医療救護所が開設され、市民病院との連携のもとで被災者のケアにあたった。

併せて、診療可能な医療機関情報を市民へ周知するため、市職員による古川地域の病院巡回や大崎市医師会からの聞き取りにより、各病院の診療状況等の継続的な把握に努めた。

2 保健対策

市地域防災計画では、「市は、定期的に避難所等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者など災害時要援護者の心身双方の健康状態に特段の配慮をしながら必要に応じ、保健指導及び健康相談を実施する」と定めている。

■避難所等の巡回健康調査、健康相談

3月11日の夜は、避難者が多い避難所に保健師が滞在して対応した。

翌12日からは、市内の各避難所を巡回し避難者の健康状態を把握するとともに、感染症予防や生活不活発予防を指導するためのポスターやチラシを作成し保健指導を行った。

また、介護などの支援が必要な人を発見した場合は、関係機関等と連絡調整し、地域包括支援センターや介護支援専門員を通じ、ショートステイ等の施設への緊急入所など手配をした。

避難所内で夜間に発熱したり、認知症等で不穏になるなどした人に対しては、症状に合わせ、部屋を別にするなど個別の対応を行うと共に、避難所ごとに記録簿を作成し、保健師は巡回時に必ず記録簿を確認して対応に臨んだ。

この避難所の巡回相談は避難所が閉設するまで継続したが、自宅が全半壊したことによる生活不安や震災時体験のフラッシュバック、自宅に一人であるのが不安であるなど、継続して心のケアが必要な人が多数存在した。

避難所の開設と同時期に、社会福祉協議会のボランティアセンターが開設され、高齢者などに医療機関との調整を行い、薬の調達や避難所内での子供の遊び相手、体操の呼びかけ、被災住宅の片づけ支援など、ボランティアによる様々な支援が行われた。ボランティア活動は、避難者の心のケアに大変効果的であった。

■在宅者への健康調査、健康相談

震災1週間後からは、在宅者への健康調査を行った。他自治体職員や災害FM・地元新聞などで呼びかけしたボランティア、大学生、専門職等の協力を頂き、在宅者の体調や困りごとなどを聞き取るために個別訪問を行った。中には、地震発生時に尻もちをつき、その時は何ともないと思っていたが、時間が経つにつれて痛みが出てきて動けなくなっていた高齢者やガソリンがなくて薬をもらいに行っていないという人もいた。



また、全地域の区長と連携し、支援が必要と思われる人などの情報を収集し、必要に応じて地区担当保健師が対応した。不在時には、相談先のチラシを配布した。

■在宅者への健康調査や健康相談の状況

項目	件数
訪問世帯	7,610 件
相談者数	451 人

大崎市資料 平成 23 年 3 月 31 日現在

■沿岸部の二次避難者への健康相談

本市では、4月3日から気仙沼市・南三陸町・石巻市・東松島市等の沿岸部自治体の人々を対象に、鳴子温泉地域の宿泊施設を避難所として2次避難者の受け入れを開始した。2次避難者は、体調が良好な人ばかりではなく、要支援・要介護認定者を含む高齢者や知的・精神・身体など障害を持つ人、小さな子供のいる世帯が大半であり、福祉避難所的な要素の高い避難所となった。また、避難所は、個室になるためプライバシーは守られる反面、逆に目が届かなくなるという心配もあった。

早急な対応であったが、2次避難者に対する巡回相談は、4月4日から取り組み、大崎保健所の保健師の協力のもと実施した。巡回時には、地元医療機関のチラシや鳴子温泉地域の周辺地図のコピーなどを配布した。

避難者の多くの高齢者から、「薬はいろいろもらってきたが、何の薬かがわからない」など薬剤に対する問い合わせが多く、県内の薬剤師会に薬剤に対する相談対応を依頼した。

県薬剤師会は、薬の相談やお薬手帳への記載などボランティアによる個別対応を実施した。

2次避難者に対しては継続的な健康支援が必要となることから、本市では、臨時看護師を雇用し、巡回訪問を実施した。また、6月からは、地元のボランティアの協力を得て2次避難者の自立支援や避難者同士の交流を目的に広間でサロン活動を行った。

この避難所においても、ボランティアとして、他自治体職員、医師、保育士、臨床心理士、睡眠アドバイザー、マッサージ師など、多くの協力をいただいた。

■沿岸部からの二次避難者への健康相談等の状況

項目	件数
健康調査	1,074 人
健康相談	1,056 人
サロン活動参加	330 人

大崎市資料 平成 23 年 11 月 30 日現在

■民間賃貸住宅等みなし仮設住宅入居者への健康調査、健康相談

民間賃貸住宅等みなし仮設住宅入居者への健康調査、健康相談は、10月から開始した。巡回相談では、「知らない地域でのアパート暮らしで寂しい」「広い1軒家から初めてのアパート暮らしで、狭くてスト

レスを感じる」「この先のことが不安である」などの相談が多数あった。また、要支援・要介護者や障害者などを抱えている世帯は、余計にストレスを感じているようであった。健康相談で「話ができて良かった」と言う人も多かった。

12月に県の事業として、民間賃貸住宅等みなし仮設住宅入居者へのアンケートによる健康調査が行われ、市の公営住宅入居者にも併せて同様の調査を行った。その結果を元に健康状態に不安がある人には、看護師等の専門職が健康相談を継続して実施した。

1月に入り、沿岸部から大崎市のみなし仮設住宅に入居している世帯の訪問を行った。「知らない場所での生活でストレスを感じる」「元の地域の人たちと話がしたい」など、身体だけではなく、心のケアのために継続訪問が必要な人もおり、みやぎ心のケアセンターと連携して対応をした。

■民間賃貸住宅等みなし仮設住宅入居者への健康相談等の状況

項目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪問世帯	262 件	409 件	360 件
相談者数	352 人	416 人	366 人

大崎市資料 平成 25 年 11 月 1 日現在

■保健対策への支援状況

支援団体名等	内容	期間
小山市（栃木県）	福祉避難所の巡回保健指導	H23/4/11～5/13
新庄市（山形県）	避難所での保健指導、在宅被災者の健康調査	H23/3/15～3/23
当別町（北海道）	避難所での保健指導、在宅被災者の健康調査	H23/3/18～3/21
豊岡市（兵庫県）	在宅被災者の健康調査	H23/3/19～3/25
輪島市（石川県）	避難所の巡回診察	H23/3/13～3/18
大衡村（宮城県）	福祉避難所の薬の巡回相談	H23/5/1～6/30
市内医療機関	在宅被災者の健康調査	H23/3/20～3/25
東北大学高齢者高次脳医学寄付講座	在宅被災者の診察、健康調査	H23/3/24～3/25
東北福祉大学	在宅被災者の健康調査	H23/3/24
宮城大学	在宅被災者の健康調査	H23/3/24
東北大学保健学科	在宅被災者の健康調査	H23/3/23～3/25
宮城県対がん協会	在宅被災者の健康調査	H23/3/22～3/25
ここに幸あれ(ケアマネジャー)	在宅被災者の健康調査	H23/3/23
ホワイトベア(ケアマネジャー)	在宅被災者の健康調査	H23/3/21
あゆみ訪問看護ステーション	在宅被災者の健康調査	H23/3/23～3/25
有資格者（個人）	在宅被災者の健康調査、福祉避難所の巡回診察・保健指導・健康づくり支援	H23/4/19～5/20
宮城県薬剤師会	福祉避難所の健康づくり支援	H23/6/1～7/31
鳴子消防署	福祉避難所の健康づくり支援	H23/6/1～7/31
ボランティア友の会	福祉避難所の健康づくり支援	H23/6/1～7/31

大崎市資料 平成 25 年 11 月 1 日現在

3-5 避難所の記録

1 避難所の開設

市地域防災計画では、「市は災害のため、現に被害を受け又は受けるおそれがある避難者を一時的に収容し、保護するため必要と認められる場合は、直ちに指定避難所から必要な施設を選定し、避難所を開設する。開設運営にあたっては「避難所開設運営マニュアル」を基に、万全を期す」としており、「避難所を開設した場合は、広報車、防災行政無線等を活用し、速やかに避難者に周知し、収容すべき住民を誘導保護する」と定めている。

災対市民協働推進部は、直ちに指定避難所から必要な施設を選定し、避難所を開設・運営をする体制に取り組んだ。

5班体制で、避難所を巡回し、避難所の状況を確認し開設・運営の体制を整えた。また、広報車による避難所開設情報の周知及び住民誘導を行った。

東日本大震災では、市地域防災計画において想定していた指定避難所では不足し、地域の集会所など、指定避難所以外の施設に避難した人も多数あり、市災害対策本部で把握しきれない状況にあった。原因としては、停電により、避難所情報の受発信ができず、また、ガソリン不足によって車による移動が制限されたことにより、総合支所との情報共有や避難所への情報提供を十分に行うことができなかったことがあげられる。

指定避難所の中には、地震による被災が著しく避難所として使用できる状態でないところもあり、校舎の教室の開放や地区公民館と連携し、公民館を避難所とするなどの対応を行った。

指定避難所の備品・備蓄については、発電機やストーブ、投光器、毛布、食料等が不十分で、避難者に対する支援が行き届かない状況であった。

特に、震災直後には500人を超える避難者を受け入れた避難所もあり、早春の寒さの中でストーブや発電機の燃料、毛布等が不足し、食事の支給も避難者の数を用意するのがやっとという状況であった。

また、三本木地域の避難所であるひまわり園では、東北新幹線が三本木地域内に緊急停車したことにより新幹線の乗客約800人を避難者として受け入れを行った。

2 避難者数の推移

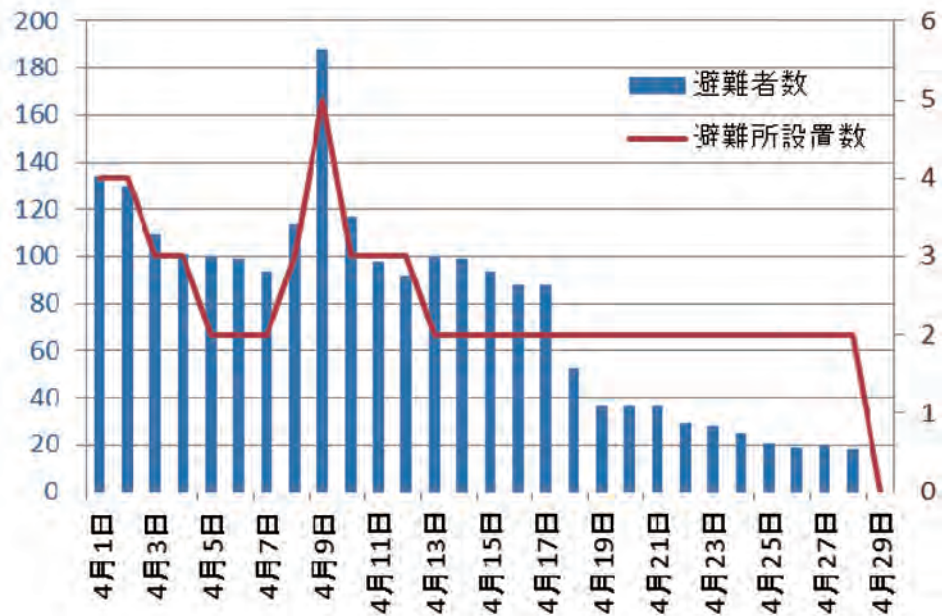
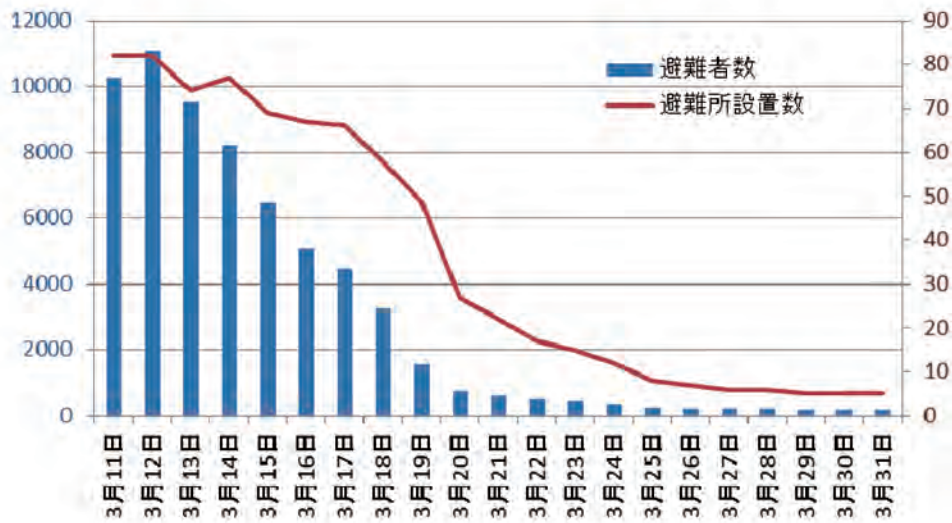
本市においては、平成23年3月11日発生した東北地方太平洋沖地震発生直後に避難所を開設し、翌12日には避難所最大人数が11,082人に達した。その後、避難所の開設数及び避難者数は減少したが、4月7日の深夜に襲った最大震度6弱の余震により、4月8日、9日は増加した。地域によりライフラインの復旧に異差はあったが、電力の復旧と共に避難者が減少し、3月21日から25日にかけて2次避難所を市総合体育館（武道館）と定め避難者の集約を行った。住家に被害があった避難者の仮設住宅への入居等の見込みが確約したことにより、4月29日午前、市総合体育館（武道館）の避難所を閉鎖した。

■避難所状況

区分	合計	地域別						
		古川	松山	三本木	鹿島台	岩出山	鳴子温泉	田尻
避難所最多開設数	92	41	3	16	3	3	6	20
避難所最大人数	11,082	8,014	350	1,458	363	40	130	727

大崎市資料 平成23年3月11日～23年4月29日

■大崎市避難所の推移



■避難所開設状況

避難所名		延べ人数	開設日数	避難所名		延べ人数	開設日数	
古川地域	古川第一小学校体育館	2,666	9	三本木地域	北町コミュニティーセンター	243	8	
	古川第二小音楽室・教室	3,356	13		南谷地集会所 8	69	9	
	古川第三小学校体育館	4,148	14		下三区コミュニティーセンター	40	9	
	古川第四小学校体育館	2,784	10		上伊場野集会所	377	9	
	古川第五小学校体育館	4,813	13		高柳集会所	660	9	
	古川中学校体育館	2,726	15		伊場野コミュニティーセンター	299	9	
	総合体育館・武道館	6,237	49		新沼コミュニティーセンター	313	9	
	保健福祉プラザ	3,725	14		中谷地集会所	18	9	
	長岡公民館	292	6		新町コミュニティーセンター	8	4	
	長岡小学校	1,398	5		上沖集会所	36	6	
	志田小学校・公民館	222	9		三本木児童交流センター	2	2	
	大崎中央高校	757	8		鹿島台地域	小学校体育館	2,376	9
	古川工業高校体育館	1,330	11			保健センター	1,101	23
	東大崎小学校・公民館	63	6	中央児童館		30	1	
	西古川地区公民館	275	7	岩出山地域	スコレハウス	214	6	
	福沼公会堂	50	2		上野目地区館	22	2	
	清滝公民館	204	8		池月地区館	20	2	
	富永地区公民館	573	9	鳴子温泉地域	鳴子公民館	86	4	
	あやめ学園	394	14		川渡公民館	18	4	
	栄町集会所	710	7		鬼首公民館	2	2	
	古川高校体育館等	603	11		車湯集会所	80	3	
	敷玉公民館	486	9		中野集会所	133	7	
	パン工房パルコ	100	5		上鳴子集会所	80	2	
	稲葉中集会所	160	4		各自主防組織 1～7	79	1	
	宮袋団地集会所	120	4		田尻地域	田尻公民館	716	15
	宮袋公会堂	300	5	スキップセンター		88	4	
	福浦集会所	440	6	かごぼうの里		260	44	
	宮沢公民館	680	8	大杉デイサービス		91	13	
	保柳集会所	182	7	保健センター		1,208	21	
	寿楽園	1,351	14	大貫公民館		144	9	
	創価学会	4,130	9	横町河岸前		135	3	
	古川学園	1,425	11	枚目		196	7	
	高倉地区集会所 4 か所	180	9	八幡（公会堂）		465	9	
	江合公会堂	350	7	沼木諏訪峠		195	8	
	鶴ヶ塚集会所	70	1	中目		85	7	
	下中目集会所	600	11	百塚上高野		69	10	
	若葉町集会所	180	3	貝ノ堀		30	10	
	諏訪西町内会避難所	350	1	富岡		250	8	
	西荒井上集会所	112	6	百々荒柳		120	7	
	松山地域	老人福祉センター	760	25		大沢	190	7
		公民館	100	2		北小牛田上・下	152	9
		各地区集会所	2,002	8		下高野	233	8
	三本木地域	ひまわり園	1,660	2		新田ノ目	150	4
三本木庁舎健康センター		217	15	長根	174	9		
下宿集会所		56	4	舞岳	60	2		
上宿集会所		89	9	中沢目	20	2		
南新田コミュニティーセンター		74	9	小沢	6	2		
混内山集会所		418	9					
仲町コミュニティーセンター		148	8					

3 福祉避難所の開設

本市は、心身に障害のある人や介護・援助を必要とする高齢者など災害時に支援を必要とされる人々を受け入れる施設として、学校や体育館の指定避難所とは区別して、市内の特別養護老人ホーム、障害者入所支援施設などの社会福祉施設を協定により福祉避難所として指定していた。被災した施設、発災当日から受入した施設、ライフラインの復旧により受入可能となった施設等もあり、発災時から平成23年4月19日までの受け入れは9施設151人であった。

■福祉避難所状況

避難所名	開設日数	避難者数
特別養護老人ホーム 寿楽苑	32日	38人
特別養護老人ホーム 大崎ホーム	32日	38人
特別養護老人ホーム 百才館	32日	12人
特別養護老人ホーム 敬風園	14日	4人
特別養護老人ホーム 岩出の郷	31日	7人
特別養護老人ホーム かごぼうの里	31日	12人
短期入所生活介護施設 楽々楽館	40日	35人
障害者支援施設 大崎太陽の村	18日	2人
知的障害者更生施設 あやめ学園	29日	3人

大崎市資料 平成23年3月11日～4月19日

4 避難勧告の発令

市は、地震により真山地区公民館グラウンド内に大きな亀裂が生じ、その後の降雨により、土砂災害が生じるおそれがあるため、岩出山字上真山地内の1世帯4人に対し、避難場所を岩出山スコアレハウスと定め、避難勧告の発令を行った。

避難勧告は、平成23年3月14日午後6時35分に発令し、3月18日午後5時00分に解除した。

5 他の被災市町村からの二次避難者の受入状況

本市は、県内でもいち早く、4月3日から気仙沼市・南三陸町・石巻市・東松島市等の沿岸部自治体の人々を対象に、2次避難者の受け入れを開始した。

受け入れに当たっては、3月18日に鳴子温泉の5地区旅館組合と既に締結していた市民を対象とした「災害時における宿泊施設等の使用に関する協定書」を拡大して適用することについて協議を行い、同月23日に市長自ら沿岸部自治体を訪問し、2次避難者の受け入れを表明し、同年11月6日まで受け入れを実施した。

また、避難された人々の包括的なケアを行うため、鳴子総合支所に現地対策本部を設置し、地域と一体となって心身を支えた。

現在では、深められた絆を確かめ合うように、2次避難先となった宿々の名前を付けた「ふるさと会」のような組織ができ、第二のふるさととして交流が続いている。

■二次避難受入状況（各市町のピーク時）

市・町	受入数	施設数
南三陸町	816人	34
女川町	138人	16
東松島市	147人	1
石巻市	49人	5
気仙沼市	56人	2
合計	1,206人	58

大崎市資料 平成23年11月6日現在

3-6 応急住宅等の確保

1 応急仮設住宅の確保

応急仮設住宅とは、災害救助法に基づき被災された人々が、住宅の建替えなどをするまでの間、一時的な住まいとして、民間賃貸住宅を借り上げ又はプレハブ住宅を建設し提供された住宅である。

災対建設部住宅対策班は、応急仮設住宅の確保について、仮設プレハブ住宅建設の場合は、建設候補地の検討や着工・完成までに時間を要し入居が遅れる懸念があり、迅速な対応を行うため、公的住宅の空き家と入居が可能な民間賃貸住宅を応急仮設住宅として提供を行った。

また、住宅の提供が必要な世帯数とその家族構成など、提供住宅への要望等の把握に努めた。

2 応急仮設住宅の提供

本市は、被災者に対し、公営住宅の一部とJR古川アパート1号棟、民間賃貸住宅を応急仮設住宅として提供を行った。

■応急仮設住宅入居状況（公営住宅等）

区分	合計	住 宅 別						
		古川江合 寿町住宅	古川西荒井 住宅	古川西館 宿舎	JR古川アパート 1号棟	松山定住 促進住宅	市営鹿島台 福芦住宅	県営鹿島台 福芦住宅
最多世帯数	76	3	3	8	14	44	2	2
最多人数	264	7	9	48	48	134	8	10

大崎市資料 平成23年3月11日～平成25年10月31日

■応急仮設住宅入居状況（みなし仮設住宅）

区分	合計	地 域 別						
		古川	松山	三本木	鹿島台	岩出山	鳴子温泉	田尻
最多世帯数	691	581	4	15	65	6	14	6
最多人数	1,940	1,596	18	37	197	25	43	24

大崎市資料 平成23年3月11日～平成25年8月31日

3 災害公営住宅の建設

応急仮設住宅に入居する高齢者世帯や低額所得世帯などの、住宅確保に特に配慮を要する被災世帯に早期かつ円滑に住宅を提供し、一日も早い生活の安定向上を図るため、平成24年8月に「大崎市災害公営住宅整備計画（東北地方太平洋沖地震）」を策定し、東日本大震災復興交付金^{*1}制度を活用し、災害公営住宅の建設に着手した。

災害公営住宅の建設にあたっては、必要な世帯数やその家族構成など、住宅への要望等を把握するため、アンケート調査の実施を行った。アンケートは第一次（H23.12、対象366世帯）第二次（H24.5、対象829世帯）と行い入居者の意向把握に努めた。

■整備計画の概要

整備基本方針	1. 住宅ニーズに応じた住宅の供給 2. 安全安心で快適な住まいづくり 3. 高齢者と子育て環境への配慮 4. まちづくり、地域づくりとの連携
整備目標戸数	170戸
整備手法	直接建設方式 ^{*2} 及び買取方式 ^{*3}
整備基準	1DK～3LDKの範囲で、国・県等で定める基準に基づき整備

※1 東日本大震災復興交付金…被災地方公共団体が自らの復興プランの下に進める地域づくりを支援し、復興を加速させることを目的に創設された交付金

※2 直接建設方式…自治体が直接建設する方法

※3 買取方式…民間事業者等が建設した住宅を自治体が災害公営住宅として買い取る方法

3-7 食料・物品への対応

1 炊き出しその他による食品及び飲料水の供給

本市は、大規模な地震災害時における住民の基本的な生活を確保するため、被災者の食料、飲料水及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資等を的確に把握し、関係団体等と連携を図りながら迅速かつ円滑な調達供給活動を行った。

市地域防災計画では、「市の負担による避難者への供給を災害発生の日から原則7日以内」と定めていたが、今回の震災は想定をはるかに超える被害状況やライフラインの復旧状況などの現状から供給期間の延長を決定した。また、併せて災害救助法の適用期間について、国と協議の上、弾力運用により適用期間の延長が決定した。

震災当日は、アルファ米、パン、乾パン、飲料水などの提供であったが、3月14日からは、市災害対策本部前駐車場をはじめ古川第二小学校・古川第四小学校などで炊き出しを実施した。

炊き出しは3月24日まで継続し、婦人防火クラブをはじめとしたボランティアの協力のもと行った。

避難所について、3月21日から25日にかけて2次避難所を市総合体育館（武道館）と定め避難者の集約を行ったことから、3月25日からは、岩出山給食センターを活用し、材料調達などをJAいわでやまの協力のもと提供を行った。岩出山学校給食センターからの供給は、4月8日まで継続し、以降は市内業者に委託し供給を継続した。

避難者に対する供給は、4月29日午前に全ての避難所を閉所したことから、4月28日までの実施であった。

2 生活必需品

発災当日の3月11日及び道路事情のある程度の改善までの期間、市内の店舗等から開設した避難所の要望を受けて生活必需品の確保に努めた。道路事情が改善されてからは、全国から支援物資が届くようになり、支援物資で対応できるものと、宮城県を通じて医療用の経口食やストマ用装具、アレルギー除去食などの必要とされる物資を依頼し調達に努めた。

〈発災当時に調達した主な品〉

避難所用発動機、避難所用照明機器、避難所用仮設トイレ、避難所用ポータブルトイレ、避難所用の衛生用品、消耗品等、避難者用毛布、避難者用紙おむつ（成人・子ども用）、避難者用粉ミルク

3 義援物資

発災当時から数日は、道路事情から支援物資が十分に届かず、市内の店舗等から避難者用にパンやおにぎり、カップ麺等の食料品や粉ミルク、紙おむつなどを調達して対応した。一方、開設された指定避

難所及び集会所や学校の体育館等の一時的に開設された避難所などに、市内の食品を扱う店舗や工場などから食料品などの支援物資が直接届けられたことも多数あった。

また、帰宅困難者などに対してもホテル等から食事提供などの支援があった。

道路事情が改善され始めてからは、全国から支援物資が届くようになり、支援物資の受付を市災害対策本部で行い、食料品などの品質保持期限の短い物資などは、各地域の避難所に直接配布を行った。

品質保持期限の長い飲料水やカップ麺、米などの食料品や毛布、マット、衣類、紙おむつ、粉ミルク、衛生用品などの生活用品は、屋内運動場内に一時保存し、必要な総合支所・避難所に補充する取組を行った。

4月以降は、鳴子温泉地域に受入した沿岸部からの2次避難者への支援として、屋内運動場内の物資の一部を鳴子温泉地域へ移送し配布するとともに、沿岸部の2次避難者が必要とする支援物資については、鳴子総合支所が窓口となり、直接宮城県に物資調達を依頼して確保した。



■全国から寄せられた支援物資

区分	団体・組織等数	品名 (代表的な品名を記載、その他物資もあり)
国	1	飲料水、米、アルファ米、カップ麺、豆腐、納豆、乾パン、大根、粉ミルクなどの食料品、紙おむつ、おしり拭きなどの衛生用品、衣類、生活用品、三つ折りマットレス、乾電池、簡易トイレ
県	1	
自治体	16	
民間団体	59	
その他団体	12	
個人	25	

大崎市資料 平成25年11月1日現在

3-8 応急給水活動

1 初動体制

市地域防災計画では、「災対水道部は、大規模な地震発生後、直ちに施設の被害状況を調査し、漏水等の被害があれば給水停止等の措置を講じるなど、被害の拡大防止を図るとともに、応急復旧計画を策定し、迅速な復旧活動を行う」と定めている。また、応急復旧計画に基づき、取水、導水、浄水施設等の基幹施設の確保を図るとともに、医療機関等の重要施設に配水する管路について優先的に復旧を行う。応急に必要な資機材、技術者等が不足する場合は、日本水道協会宮城県支部に対し「災害時相互応援計画」に基づく応援要請を行い、速やかに給水能力の回復に努める。

応急給水については、災害のため水道施設の破損又は水源の汚濁等により水道水が得られない場合において、最小限必要な水道水を供給し、被災者の飲料水の確保に努める。また、日本水道協会宮城県支部「災害時相互応援計画」に基づき応援要請し、応急給水により飲料水を確保する。

応急給水方法としては、「補給給水水源の確保と被害状況の把握に努め、給水方法の検討や応急給水場所の選定を行い、応急給水計画を作成し、その計画に基づき給水班が応急給水を実施する」と定めている。

災対水道部は、地震発生後、大規模な災害に対して応急対策が円滑に行える体制を確保するため、被害状況等の情報収集をいち早く行うとともに、災対水道部の対策本部を設置し、被害拡大の防止や給水活動体制の構築が必要となった。

対策本部は、市内全域の停電もあり、非常用自家発電設備を完備している水道部庁舎隣接の上古川配水場に設置することになり、物が散在し余震の続く中、パソコンや図面等必要な物を運び体制を整えた。通信の途絶、停電等により、思うように被害状況の情報集約や情報共有が進まない状況にあった。

断水状況は、送水・配水・給水管が破損し、地震直後から給水区域の広範囲に及んだ。断水期間については、長期の停電、管路網の被害による多くの漏水、宮城県大崎広域水道からの受水停止も重なり、3月11日の本震では、通水するまで1日から最長で14日間（田尻地域）を要し、通水しながら漏水修繕を実施し3月31日に市内全域復旧した。また、4月7日の余震でも田尻地域において6日間断水し、通水しながら漏水修繕を実施し4月15日に市内全域復旧した。

2 応援要請

応急給水や応急復旧に係る支援要請は、日本水道協会宮城県支部「災害時相互応援計画」に基づき応援活動を求めることになるが、未曾有の大震災であったことや長期停電であったことから、被災した水道事業体の応援要請を待たずに、日本水道協会が中部地方支部を宮城県に割当派遣し、宮城県支部業務を代行した東北地方支部（仙台市水道局）が調整し、応援隊を受け入れることができた。初期の混乱はあったものの、結果として応援給水活動が早期（3月14日）に開始された。

また、大崎市管工事業協同組合へ応援要請を行い、3月12日より被害調査、施設復旧、応急給水への協力を頂いた。

3 応急給水

市内の広範囲で断水が発生していたことから、本市の給水車（加圧式3 m^3 車2台、可搬式1 m^3 車3台）を活用し応急給水活動を3月11日より実施した。また、大崎市管工事業協同組合からの応急給水（可搬式5台/日）が3月12日より実施された。さらには、3月14日より日本水道協会派遣（加圧・可搬式6台/日）、姉妹都市派遣（加圧・可搬式3台/日）による応急給水も開始され、最大1日19台を数えた。病院や介護施設など人命にかかわる施設や避難所への優先的給水、一般家庭等には拠点を設けての給水対応となった。

給水情報や断水状況については、地震直後は停電のため、主要な広報手段が機能しなかったため、広報車による情報提供を行った。

復電後、市民からの問い合わせへの対応と並行して、市ウェブサイトへ断水箇所、給水車の配置予定、復旧情報等の掲載、市災害対策本部や報道機関への情報提供など、さまざまな媒体による情報発信を行ったが、市民からは、給水車の到着時間、断水解消が地域ごとに異なる理由など、より具体的な情報が求められ、専門的な情報の提供と正確かつ取り違いのない情報の提供に困難を極めた。

4 応急復旧

市地域防災計画では、応急復旧計画を策定し、迅速な復旧活動を行うと定めていたが、応急復旧計画の作成ができないほど被災箇所が多かったため、配水幹線の修繕を最優先とし、病院や避難所等への管路の復旧を優先的に進めた。配水管の修繕については、本震で21日間（3月11日～3月31日、310箇所）、余震で9日間（4月7日～4月15日、188箇所）、合わせて30日間（498箇所）を要し、災害協定を締結している大崎市管工事業協同組合等と連携し修繕を行った。

水質の管理については、地震発生当初一部水源に濁りが発生した。別系統から水を融通する対応や濁水を排水し処理可能な濁度まで回復を待ち浄水処理を行った。放射性物質については、自己水源系統は全て不検出。用水供給事業・浄水受水で、震災直後の平成23年3月中の短期間において、指標値の最大で1/15程度、放射性ヨウ素131を検出した。

5 被害状況及び復旧

地震により送水・配水・給水管が破損し、地震発生直後から市内の広範囲が断水した。市内全域が停電となり、非常用自家発電設備の無い施設は運転が停止したことから、仮設発電機で対応し電源の確保を行った。

施設の被害状況は、配水池の進入路及び場内の舗装クラック、側溝の沈下、ブロック積擁壁にクラックが生じるなどであった。

管路の被害状況は、総被害件数は222件で、被害率は0.21件/kmであった。

管種別の被害件数及び被害率は、普通铸铁管（CIP）が33件で0.83件/km、ダクタイル铸铁管（DIP）が53件で0.15件/km、硬質塩化ビニル管（VP）が93件で0.18件/km、鉄管（SP・SGP）が21件で1.60件/km、石綿セメント管（ACP）が17件で0.70件/kmであった。

被害件数は、硬質塩化ビニル管（VP）、ダクタイル铸铁管（DIP）の管種が多いが、被害率は、鉄管（SP）、普通铸铁管（CIP）の管種が高い値を示した。

また、耐震継手を有するダクタイル铸铁管（DIP）及び高密度ポリエチレン管（PE）には被害はなかった。給水管の被害件数は、283件であり、硬質塩化ビニル管（VP）については、亀裂・破断、ポリエチレン管（PP）については、継手部の離脱が多く見られた。

管路の復旧は、情報収集・連絡・指示班（5名）と被害箇所調査・復旧班（2名1班の5班体制の10名）さらに災害協定を結んでいる大崎市管工事業協同組合の管工事業者（15班）の協力を得て復旧活動を行った。被災した管路の切断による布設替、補修用金具等による修繕、また、特殊工法を用い、被災した管路の止水をしながらの応急仮復旧を行い、後に新設管路の布設を行った。3月11日の本震については、即日より復旧を開始し、3月31日にて完了した。また、4月7日の余震については即日より復旧を開始し、4月15日にて完了した。



■浄水場・配水場・ポンプ場の被害状況

施設名等	被害内容及び応急対応等
清水浄水場	原水濁り及び停電発生，非常用自家発電設備対応，濁水を排水し処理可能な濁度
青山浄水場	停電発生，非常用自家発電設備及び仮設発電機対応。
上野々浄水場	原水濁り及び停電発生，復電まで一部地域断水。青山系統から水を融通し対応。
岩出山・真山・池月中里・各浄水場	停電発生，非常用自家発電設備対応。
上古川配水場	停電発生，外部階段，側溝陥没，配水管収縮管破損。非常用自家発電設備対応。
城山配水池	地盤陥没，斜面崩落。
真山配水池	地盤陥没，斜面崩落に伴い排水路破損。進入路亀裂陥没。
白坂配水場	高区配水塔脚部クラック発生により使用不能。法面崩落，地盤陥没。高区配水塔支障部位を撤去し，圧送ポンプ方式に切り替え対応。
松山第2配水池	地盤沈下及び法面崩落。
鷹待嶽配水池	進入路陥没及び送・配水管漏水，PCタンク基礎杭座屈，場内陥没。
小塩配水場	地盤陥没，法面崩落に伴いPCタンク点検用階段破損，法面擁壁クラック，排水路沈下。
二軒茶屋ポンプ場	配水池点検口蓋破損。

■管種別の被害件数及び被害率

管種	被災件数（件）	構成割合（%）	管路延長（m）	被害率（件/km）
普通铸铁管（CIP）	33	15	39,982	0.83
ダクタイト铸铁管（DIP（耐震））	0	0	10,039	0.00
ダクタイト铸铁管（DIP（その他））	53	24	359,626	0.15
硬質塩化ビニル管（VP（RR,TS））	87	39	507,584	0.18
耐衝撃性硬質塩化ビニル管（HIVP）	6	3		
鉄管（SP（溶接））	21	9	13,086	1.60
配管用炭素鋼管（SGP（溶接他））				
ポリエチレン管（PE）	0	0	36,884	0.00
石綿セメント管（ACP）	17	8	24,151	0.70
その他	5	2	85,424	0.06
計	222	100	1,076,776	0.21

大崎市資料 平成25年11月1日現在

3-9 ボランティア活動

1 ボランティアセンターの設置

災害ボランティアセンターは3月12日に「大崎市災害ボランティアセンター」を設置し、13日からボランティアの受付を開始し、活動依頼などのニーズ把握や相談、依頼の受付を始めた。4月15日に閉所するまでの1ヶ月間にボランティア活動依頼624件に対し、2,576名のボランティアにより、避難所での支援、被災家屋内の片付け、ガラス破片の撤去、救援物資の搬出、ゴミ集積所への運搬等への協力支援をいただいた。

また、4月4日からは、石巻市社会福祉協議会災害ボランティアセンター運営協力支援のため、連日2～4名(1チーム)の職員を派遣し(平成23年4月4日～9月30日 実人数26名 延べ503回)、宮城県社会福祉協議会からの協力要請に対しても、災害ボランティア運営支援者1名を宮城県社会福祉協議会・岩沼市社会福祉協議会へ派遣した(平成23年4月29日～7月31日 延べ68回)。

■設置期間

- 平成23年3月12日～4月15日(34日間)
- 平成23年4月16日以降、社会福祉協議会業務にて受付対応

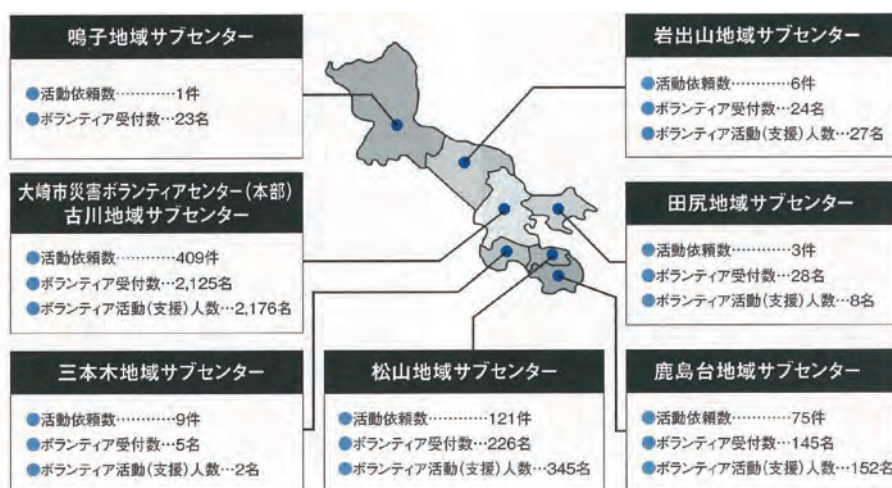
■設置場所

- 平成23年3月12日～3月17日 大崎市古川保健福祉プラザ2階研修室前
- 平成23年4月16日以降、社会福祉協議会業務にて受付対応

■活動状況

- 活動依頼(ニーズ)件数/624件
- ボランティア受付人数/2,576名
- ボランティア活動(支援)人数/2,710名

■災害ボランティアセンター活動状況



3-10 相互応援活動

1 応援協力

震災直後から、災害協定を締結していた自治体や姉妹都市などの職員等の派遣を受け、被災者支援や復旧活動に当たってもらった。

■団体からの応援職員受け入れ状況

応援自治体名	内容	期間
宇和島市（愛媛県）	物資の搬入・搬出	H23/3/16～3/19
	給水作業	H23/3/25～3/29
小山市（栃木県）	福祉避難所の巡回保健指導，福祉避難所運営支援	H23/4/7～5/13
	給水作業	H23/3/14～3/27
	被災教育施設の復旧	H24/4/1～H25/3/31
金沢市（石川県）	給水作業	H23/3/14～3/26
小松市（石川県）	給水作業	H23/3/14～3/26
新庄市（山形県）	物資の搬入・搬出	H23/3/15～3/18
	避難所での保健指導，在宅被災者の健康調査	H23/3/15～3/23
台東区（東京都）	被災道路・橋梁の復旧	H24/4/1～H25/3/31
	被災教育施設の復旧，住宅の応急修理・住宅リフォーム業務	H24/4/1～H26/3/31
	被災家屋調査	H23/5/16～6/17
当別町（北海道）	物資の搬入・搬出，避難所での保健指導，在宅被災者健康調査	H23/3/18～3/21
豊岡市（兵庫県）	ストックヤードの整理業務	H23/3/18～3/28
	避難所での保健指導，在宅被災者健康調査	H23/3/19～3/25
	給水作業	H23/3/20～3/27
能代市（秋田県）	給水作業	H23/3/18～3/26
野々市市（石川県）	給水作業	H23/3/14～3/26
白山市（石川県）	給水作業	H23/3/14～3/26
広島市（広島県）	下水道の復旧	H23/3/21～4/5
福岡市（福岡県）	下水道の復旧	H23/3/21～4/5
輪島市（石川県）	給水作業	H23/3/18～3/26
新潟市（新潟県）	給水作業	H23/4/9～4/13
上越市（新潟県）	給水作業	H23/4/9～4/13
大衡村（宮城県）	福祉避難所の巡回保健指導	H23/4/20～5/20
仙台国税局	被災家屋調査	H23/5/16～6/3
宮城県北部県税事務所	被災家屋調査	H23/5/16～6/23 他随時調査協力
宮城県北部地方振興事務所	農地等小災害調査	H23/4/22～4/26

大崎市資料 平成25年11月1日現在

2 沿岸部への応援派遣状況

県内沿岸部の被災自治体へ職員を派遣し、被災者支援や復旧事業を応援した。
沿岸部のがれき撤去作業などに延べ102名の職員の派遣となった。

■沿岸部への応援派遣状況

派遣自治体名	職員数	内容	期間
石巻市	1名	農地・農業施設の復旧	H25/4/1～H27/3/31
東松島市	1名	被災者の保健指導	H25/4/1～H27/3/31
石巻市	延べ46名	仮設住宅入居者の健康調査	H25/9/26～10/31

大崎市資料 平成25年11月1日現在

3-11 廃棄物処理の対応

市地域防災計画では、大規模な地震災害発生時には、建築物の倒壊等によって多量の廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設や下水道施設の損壊による処理機能の低下が予想される。

このため、市地域防災計画では、市及び関係機関が、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図ると定めている。

1 ごみ処理

本市は、大崎地域広域行政事務組合と連携を図り、関係機関の協力を得ながらごみ処理を行った。大量の災害廃棄物を一時的に保管する場所を市内9箇所確保し、適正に最終処分（災害廃棄物の処理量は132,197.64ト）を実施した。

災害廃棄物の収集については、直接住民による運搬となり、一時保管場所の搬入等については、搬入許可書を発行し推進を行った。

また、一般家庭ごみの収集は、処理施設の被害状況や停電の影響



■災害廃棄物の一時保管場所

一時保管場所	受入品目	設置期間
古川駅前大通四丁目 (旧古川合同庁舎跡地)	家屋廃材、畳、家具類、コンクリートブロック、瓦類、土壁、石膏ボード、金属類、ガラス、陶器類 ※受け入れは3月13日	平成23年3月12日～ 平成23年4月3日
岩出山上野目朴木欠地内	家屋廃材（「かやぶき屋根のかや」も可）、土壁、石膏ボード類、アスベストを含む廃材で飛散性のものを除くもの（スレート瓦など） ※受け入れは4月13日	平成23年3月21日～ 平成24年3月31日
(株)江合（石田工業団地内）	瓦、コンクリートブロック類	平成23年4月13日～ 平成24年3月31日
松山駅前市営住宅跡地	畳、家具類、コンクリートブロック、瓦類、土壁、石膏ボード、金属類、ガラス、陶器類	平成23年3月15日～ 平成23年11月30日
松山海洋センター隣接地	家屋廃材（木材、木くず）	平成23年3月15日～ 平成23年11月30日
三本木桑折推路山地内	家屋廃材、畳、家具類、コンクリートブロック、瓦類、土壁、石膏ボード、金属類、ガラス、陶器類	平成23年3月16日～ 平成23年11月30日
旧鹿島台商業高校跡地	家屋廃材、畳、家具類、コンクリートブロック、瓦類、土壁、石膏ボード、金属類、ガラス、陶器類	平成23年3月16日～ 平成24年3月31日
岩出山木通沢地内	コンクリートブロック、瓦類、土壁	平成23年3月16日～ 平成23年11月30日
田尻大貫地区公民館グラウンド	家屋廃材、畳、家具類、コンクリートブロック、瓦類、土壁、石膏ボード、金属類、ガラス、陶器類	平成23年3月13日～ 平成24年3月31日

響の為、一時収集を休止した。3月14日から収集を開始したが、収集量が施設での処理量を大幅に上回ったため、燃やせるごみは3月23日より、燃やせないごみと資源物は3月17日より再び一時収集を休止した。

また、施設へ直接搬入する市民への対応として、3月28日から4月1日までの期間、受入時間の延長を行った。

■災害廃棄物処理の状況

災害廃棄物処理量	処理費用	ストックヤード経費
132,197.64 トン	766,451 千円	409,523 千円

大崎市資料 平成25年11月1日現在

2 し尿処理

市内及び県内のし尿処理施設が被害を受けたことから、県内でし尿を処理することが難しい状況であった。このため、収集は3月22日より実施したが、指定避難所や緊急を要する一般家庭を優先的に対応し、浄化槽汚泥の受け入れを規制することで住民への協力を求めた（4月30日まで）。

し尿の収集体制は、市内の収集運搬業者の他、全国環境衛生事業協働組合連合会及び宮城県環境衛生事業協働組合連合会など県内外の事業者の支援により収集運搬を行った。運搬先については山形県の協力により処理施設への搬入許可をもらい、処理をしていただいた。

3 仮設トイレの設置

震災後、水道の給水停止や下水処理施設の稼働停止等のため、水洗トイレは使用できなくなった。また、被災者が指定避難所での避難生活を余儀なくされたため、震災翌日の3月12日に指定避難所を中心に仮設トイレ等を設置した。仮設トイレは、市内の事業者で仮設トイレの保有数のある事業所の支援・協力のもと合計83基配備した。

3-12 教育活動

1 学校施設等の応急措置と安否確認

市地域防災計画では、「教育委員会並びに私立学校・幼稚園設置者は、災害により教育施設が被災し、又は児童・生徒・幼児の被災により通常の教育を行うことができない場合は、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得ながら教育施設の応急復旧、児童・生徒・幼児の教育対策等必要な措置を講じ」と定めている。

災対教育部は、教育施設の被害状況の把握や園児・児童・生徒の安全確保及び安否確認を行うための体制を整えた。6班体制で、各教育施設を巡回し、被害状況の把握、園児・児童・生徒の安否確認など情報の収集に努めた。

震災時被害が大きかった学校に児童・生徒が不在であったことなど、園児・児童・生徒に大きな被害はなかった。停電により情報伝達は困難を極め、全容を把握するまで時間を要した。

各幼稚園・小・中学校は、学校長を中心に園児・児童・生徒の安全確保、避難誘導、保護者への引き渡しを実施した。停電により保護者との連絡等が困難となり、保護者への引き渡しも時間を要した。特に、帰宅した児童・生徒に対する安否確認は、自宅や避難所など個別に訪問を実施するなど困難を極めたが、各学校の教師が粘り強く実施し、最後の一人まで安否の確認を行った。

市内の幼稚園及び小・中学校は「安全が確認されるまで当分の間、休園・休校」となったが、卒業式は、小学校が3月23日～29日に31校すべてで開催した。中学校は、3月11日の午前に2校を除き開催済みで、2校については、22日・23日に開催した。幼稚園は5園で卒園式の中止、11園について、3月23日～4月10日に開催となった。

終了式は、小学校4校、幼稚園12園が中止した。3月24日～29日の間に小学校27校、中学校11校、幼稚園4園の開催となった。

いずれも園児・児童・生徒の安全確保を重視し、規模や開催時間の縮小など、式のための一時的な登校となった。

大崎市内の幼稚園、小・中学校の休校措置は4月12日から解除となり、入学式や始業式については、4月12日～14日に開催され、会場を移しての開催は、古川第一小学校、古川第二小学校、古川東中学校、古川南中学校であった。

また、学校給食は4月25日からの再開となり、始業式から4月15日までは午前授業で対応し、その後は保護者の協力のもと弁当持参等での対応となった。

特に被害の大きかった古川東中学校と古川第一小学校木造校舎は、校舎の建て替えとなり、完成までの間は仮設校舎での対応となった。

仮設校舎ができる7月末までの対応は、古川東中学校については、近隣の3つの中学校に学年単でバス移動して授業を行った。古川第一小学校は、3学年と4学年が小学校体育館を間仕切りし、授業を行った。

大貫幼稚園は全面改修となり、完成まで大貫小学校で保育を行ったが、幼小融合は円滑に図られた。

2 学用品の給与

学用品の給与は、災害救助法に基づき、災害により住家が半壊以上又は床上浸水の被害を受け学用品を喪失・毀損し、就学に支障を来している小学校、中学校及び高等学校の児童・生徒に対し行った。災害救助法の適用期間については、災害発生の日から15日以内であったが、国と協議の上、弾力運用により、災害発生の日から45日以内の延長となった。

給与は61人に行ったが、市内被災者は4人、沿岸部からの避難者57人であった。

■学用品の給与状況

項目	支給人数	支給額
小学児童	42	125千円
中学生徒	19	69千円

大崎市資料 平成25年11月1日現在

3 スクールバスの対応

市教育委員会は、鳴子温泉地域に沿岸部から避難している児童・生徒や仮設校舎完成まで、市内3中学校で分散授業を行う古川東中学校生徒、震災被害により自校プールが使用できない小学校3校、中学校3校の児童生徒に対し、安全な通学や教育環境を確保するため、臨時スクールバスを運行した。

■避難者対応の通学バス運行状況

運行区間	運行期間	小学生	中学生	運行日数	延べ乗車人数	日便数
なかやま山荘 ⇄ 鳴子中学校	4月11日～7月20日	2	25	67	1,918	登・下校時各1便

大崎市資料 平成25年11月1日現在

■古川東中学校生徒輸送バス運行状況

学年	運行区間	運行期間	運行日数	対象人数	運行台数
1学年	古川総合体育館 ⇄ 古川南中学校	4月14日～7月20日	59	190	4
2学年	古川総合体育館 ⇄ 古川北中学校		58	205	5
3学年	古川総合体育館 ⇄ 古川西中学校		60	180	4

大崎市資料 平成25年11月1日現在

■プール借用に伴う児童輸送バス運行状況

学校名	運行区間	運行回数	運行台数
長岡小学校	長岡小学校 ⇄ 富永小学校	7	7
宮沢小学校	宮沢小学校 ⇄ 清滝小学校	6	6
上野目小学校	上野目小学校 ⇄ 岩出山小学校	3	6
上野目小学校	上野目小学校 ⇄ 池月小学校	3	3

大崎市資料 平成25年11月1日現在

4 学校給食センターの活用

災対教育部及び田尻総合支所現地災害対策本部は、3月11日午後8時過ぎ、田尻総合支所現地災害対策本部にて、田尻学校給食センターの炊飯ラインを復旧させ、12日昼食分から炊き出しを開始するための打合せを実施した。実施に向けて、停電の対応として、発電機の手配と炊飯機への接続のための電気工事業者の手配、断水の対応として、給水車の手配、LPガスの使用に当たっての安全確認と不足時の対応として、LPガス供給業者の手配を行った。

人員は、ガソリン不足による出勤困難者が徐々に増えたため、隣接する田尻中学校の教職員や遠くに出勤するのが困難な教職員などで対応した。

また、田尻地域は水道の復旧に時間がかかったため、水を多く使用する炊出しは1週間で終了とした。

■学校給食センターの活用状況

年月日	経過日数	実施回数	時刻	内 容
平成 23 年 3 月 12 日 (土)	1 日目	1 回目	10:00～ 13:00	炊飯量：精米 95 キロ (5 キロ× 19 釜) 1,352 個 252 個 (田尻総合支所) 12:00 引渡, 30 個 (田尻中学校) 12:00 引渡 1,070 個 (市災害対策本部) 13:40 引渡
		2 回目	15:50～ 18:10	炊飯量：精米 95 キロ (5 キロ× 19 釜) 1,480 個 250 個 (田尻総合支所) 17:20 引渡, 20 個 (おおすぎデイサービス) 17:00 引渡 1,210 個 (市災害対策本部) 18:15 引渡
		【搬入物資：12 日午後】市災害対策本部 精米 510 キロ (精米 460, 無洗米 50), もち米 15 キロ 【従事者】 15 人 (おにぎり作成 15 人)		
平成 23 年 3 月 13 日 (日)	2 日目	1 回目	10:00～ 13:00	炊飯量：精米 95 キロ (5 キロ× 19 釜) 1,352 個 252 個 (田尻総合支所) 12:00 引渡, 30 個 (田尻中学校) 12:00 引渡 1,070 個 (市災害対策本部) 13:40 引渡
		2 回目	15:50～ 18:10	炊飯量：精米 95 キロ (5 キロ× 19 釜) 1,480 個 250 個 (田尻総合支所) 17:20 引渡, 20 個 (おおすぎデイサービス) 17:00 引渡 1,210 個 (市災害対策本部) 18:15 引渡
		3 回目	13:25～ 15:40	炊飯量：精米 95 キロ (5 キロ× 19 釜) 1,503 個 160 個 (田尻総合支所) 15:30 引渡 1,343 個 (市災害対策本部) 15:40 引渡
		【搬入物資】 市災害対策本部 精米 350 キロ ペットボトル入り水 120 ℓ 【従事者】 19 人 (おにぎり作成係 17 人・連絡調整係 2 人) ※ガス供給業者に毎朝、確認補充の実施		

年月日	経過日数	実施回数	時刻	内容
平成23年 3月14日(月)	3日目	1回目	8:40～ 10:30	炊飯量：精米95キロ(5キロ×19釜)1,340個 200個(田尻総合支所)12:40配送, 20個(田尻中学校)11:40引渡 1,120個(市災害対策本部)15:30引渡
		2回目	10:20～ 12:00	炊飯量：精米95キロ(5キロ×19釜)1,280個 1,280個(市災害対策本部)15:30引き渡し
		3回目	13:00～ 14:35	炊飯量：精米60キロ(5キロ×12釜)960個 200個(田尻総合支所)15:15 配送,760個(市災害対策本部)15:30引渡
	【搬入物資】対策本部 ラップ 60箱(30cm×20m) 【従事者】39人(おにぎり作成係37人・連絡調整係2人)			
平成23年 3月15日(火)	4日目	3回目	9:30～ 11:00	炊飯量：精米40キロ(5キロ×8釜)600個 600個(田尻総合支所)11:15配送
		【搬入物資】市災害対策本部 精米350キロ ペットボトル入り水120ℓ 【従事者】22人(おにぎり作成係20人・連絡調整係2人)		
平成23年 3月16日(水)	5日目	1回目	9:15～ 11:00	炊飯量：精米40キロ(5キロ×8釜)600個 600個(田尻総合支所)11:15配送
		【従事者】23人(おにぎり作成係22人・連絡調整係1人)		
平成23年 3月17日(木)	6日目	1回目	10:50～ 12:20	炊飯量：精米45キロ(5キロ×9釜)600個 600個(田尻総合支所)12:35配送
		【従事者】16人(おにぎり作成係15人・連絡調整係1人)		
平成23年 3月18日(金)	7日目	1回目	10:00～ 11:50	炊飯量：精米45キロ(5キロ×9釜)600個 600個(田尻総合支所)12:00配送
		【従事者】23人(おにぎり作成係22人・連絡調整係1人)		

5 市内小・中学校の3月11日の状況等

■古川第一小学校

3月11日は下校時刻が14時30分であったため、地震が発生した14時46分に校舎内にいる児童はいなかった。教職員は木造の北校舎・南校舎、鉄筋コンクリート造の中央校舎の各校舎にいた。校庭にいた約20人の児童と通学路にいた十数人の児童を校庭の中心に集めて待機させた。児童、教職員ともに怪我はなかった。また、怪我をした教職員もいなかった。

校庭では液状化が起こり数箇所から水が噴き出し、地割れも複数箇所あり、中央校舎はパソコンが落下するなど物が散乱していた。耐震対策をとっていなかった図書館は本が散乱していた。特に被害が大きかった木造の北校舎と南校舎では、壁が崩れ、窓ガラスが割れ、棚が倒れていた。

校庭で教職員による打ち合わせを行い、迎えに来た保護者に児童を引き渡して、帰宅途中の児童の安全確保のため教職員が見回りを始めた。その後、南北の木造校舎の確認と被害状況の把握を職員が手分けして行った。

市教育委員会から避難所開設の要請がきたので、教職員は児童の引き渡しを行った後、物資の搬入を行った。その後、周辺住民が続々と避難してきた。

その日は6人の教職員が学校に宿泊して、照明やジェットヒーターの管理など避難所の運営に協力した。

■三本木小学校

地震が発生した時は、学年末で大掃除をしていた。かなり大きな揺れだったので、児童にテーブルの下に入るように指示した。動くことも歩くこともできない状況であった。

地震の揺れがややおさまった時は校内放送が使用できたので、すぐに校庭へ避難するように放送し、児童が一斉に避難してきた。しかし、校庭には地割れがあったこと、余震が激しかったこと、児童が動揺していたこと、雪が降ってきたことなどから、校庭に待機することは困難と判断し、体育館へ避難した。幸いにもけがをした児童や教職員はいなかった。体育館で保護者へ児童を引き渡し、21時頃までに全ての引き渡しが終了した。

前年に、学年毎の表示板を作成し、引き渡した保護者の名前を記入するなどの「引き渡し訓練」を行っていたため、混乱することはなくスムーズにできた。

三本木小学校では、児童512名中約7割の370名がスクールバスを使用していた。3月11日のスクールバスは、15時出発予定であったため、地震発生時にはすでにバスに乗っていた児童もいた。大きな地震であったため、児童をバスから降ろして校庭へ避難させた。もしバスが発車していた後であったら、児童の安否確認が困難になっていたと思われる。

今回の震災を教訓として、三本木小学校では、地震発生時のスクールバスの運行方法についてのルールを決めた。また、色々な場面を想定した訓練を実施して、児童に自ら考えて行動する力を身に付けてもらうことが必要だと感じた。そのため、年3回の避難訓練に加えて、「放送避難訓練」を実施すること

とした。放送避難訓練は、「今、地震が発生しました。」と放送し、教室にいる児童は落下物を確認し安全なところに移動する、校庭にいる児童は遊具から静かに降りて校庭の中央に集まるなど、児童が自らの判断で避難する訓練である。この訓練を通じて、児童が自ら考えて行動することが身につけば良いと考えている。

■長岡小学校

地震が発生した3月11日14時46分頃は、1,2年生は5時間授業ですでに下校しており、3年生は掃除中、4年生以上は6時間目の授業中であった。

地震による停電で校内放送が使用できなかったため、拡声器で各教室に避難指示を出した。児童達は、避難訓練通りに校庭に集合した。

点呼により人数が足りないとわかり、教職員が児童を探しに行った。この時、3年生の児童3~4人が3階の図工室で取り残されたという状況であったが、けが人はいなかった。

引き渡し訓練は行ったことがなかったので、自主的に迎えに来た保護者へ順番に児童を引き渡した。雪が降り寒くなってきたため、保護者が来なかった児童については、教職員の車約10台を校庭に移動し、それぞれ5,6人ずつ児童を乗せて待機した。

道路が渋滞していたので、学校に向かっていた保護者がなかなか学校にたどり着けない状態であった。

最後の引き渡しとなった女子児童は保護者がすぐに迎えに来られなかったため、教職員が車で自宅まで送り、保護者へ引き渡した。児童の最終引き渡しは16時頃であった。日が暮れる前には全員の引き渡しが終わった。

校庭には、避難者の車が多数来ていた。本来ならば体育館を避難所とするが、天井が落ちたので避難所にできなかった。そのため、1階にある4つの教室をすべて避難所として開放した。教室には児童の机などがあったので、机を下げて場所を作り、体育館にあったシートを敷いて避難してきた住民を受け入れた。

校長室を本部として、校長と教頭、教職員2名、調理関係者が学校に宿泊し対応した。発電機が使えなかったため、理科室にあった実験用のろうそくを灯りに使用した。

その日の夜は、避難者への食事の支給はできなかった。水もなかったので給水車が来るのを待っていた。翌12日に給水車が来たので、学校にあるタンクや鍋、やかんなどの容器に水を入れた。

暖房は石油ストーブが5~6台あった。灯油は作業小屋にあったポリタンク5~6個分を利用した。

■古川第二小学校

当時1,2年は掃除が終わって下校している児童もおり、3年生以上の学年は6時間目の授業中であった。

地震発生後、停電で放送施設が使用できなかったため、拡声器で校庭に出るように指示し、クラス毎に整列して避難した。

校庭に保護者が引き取りにきたため、児童を引き渡した。最終引き渡しは22時であった。3月11日

に引き渡しができなかった10人程の児童は学校に宿泊した。

避難者は市役所の担当者が学校へ来る前から続々と来ていた。体育館は古いので鉄骨などが落ちる可能性があったため、校長の指示で避難者を体育館から教室へ移動した。

当時の記録では約500人の避難者がいたとなっている。その他にも駐車場や校庭の車の中で避難していた人もいた。音楽室や会議室等の教室以外の広い場所には2台の反射式のストーブがあった。

その日は市役所から提供された毛布と防災倉庫に保管されていた毛布を避難者へ配布したが、数が不足していたため、すべての避難者へ配布することができなかった。

■鳴子小学校

地震が発生してすぐに避難放送を入れようとしたが、停電で放送できなかった。拡声器を持って玄関までは出たが、揺れがおさまらなかつたため、昇降口につかまった状態で揺れがおさまるのを待っていた。

揺れがおさまった時点で各学級が一斉に避難してきたので、校庭へ避難するように指示した。

6年生は下校後であったため、教室に児童はいないという事で担任は職員室にいたが、全員が校庭へ避難した後に6年生の児童2人が校舎から出てきた。そのため、全ての教室を回り誰も残っていない事を確認した。

他の児童はすべて校庭に避難していた。1年生から5年生までは、クラスでそろって寒さに震えながら20分から30分くらい校庭に避難していた。

下校途中で引き返してきた児童や、帰宅後、家に大人がいないため学校へ戻ってきた児童もいたため、点呼を行い、児童の数を確認した。怪我人はいなかった。

その後は、校長の指示で一度教室に荷物を取りに戻り、外靴を持って体育館へ移動した。暖房は停電のため使用できなかった。

ほとんどの保護者が引き取りに来たため、18時半頃には児童全員の引き渡しを終えた。迎えに来られない保護者もいたが、児童の家庭を把握していたので保護者の職場に児童を連れて行って直接引き渡した。

その日は校長と教職員が学校に宿泊した。

■松山小学校

地震が発生した時は、1年生から3年生は下校の時間でスクールバスが発車した後であった。1年生の担任は下校指導のため、児童を引率している途中であった。5年生は体育館で卒業式の合奏練習で合奏をしていた。体育館は隠れるところがなく、パイプいすの下で頭を守るようにして避難するように指示をした。体育館が危険な状態になったと判断し、避難方法を模索し体育館の扉を開けて避難路を確保した。

少し揺れがおさまった後児童を外へ避難させようと考えたが、地震がなかなかおさまらなかつた。

そのうち、大きく揺れていたつり天井が落下した。少し揺れがおさまったので、校舎を通過して玄関に

避難した。玄関に避難した後は、寒い中で保護者の引き取りを待つ状態で、17時半頃までに全員の引き渡しが終了した。

既に下校していた1年生から3年生の児童の安否確認をする必要があったが、電話がつかない状態だったため、その日のうちに教職員で手分けして、徒歩で家庭訪問を行った。不在で安否確認ができない児童の家には、学校へ連絡する旨を書いて貼紙をした。

■大貫小学校

3月11日は、午前授業で児童のほとんどが下校していた。教職員は職員室で仕事をしていた。学校に残っていた約20名の児童は帰宅のため廊下にいた。地震の揺れがあまりに大きかったので、地震が起きて直ぐに児童たちは職員室へ逃げ込んできた。教職員は児童たちを机の下に避難させて、「上から物が落ちてくる。」「もう少しで収まるから。」など声を掛け合っていた。すこし揺れがおさまった時に職員室の入り口から直接外へ出て、校庭の中央へ避難した。

寒かったので、ブルーシートや毛布などを出した。また、使い捨てカイロがあったので児童たちに配った。少し落ち着いてから、帰宅していた児童の安否確認を開始した。安否確認は、学級担任が公民館方面、児童クラブ、そろばん塾など地区を分担して行った。児童全員の無事を確認したのは16時頃であった。

校庭に避難した全児童を保護者に引き渡すまでは教職員は帰れないという事で、学校のすぐそばに住んでいる児童も保護者が来るまで校庭で待機させた。

当時は引き渡し訓練をしたことがなかったが、保護者が自主的に迎えに来て、学校に残っていた児童全員を引き渡した。引き渡しは安全主任が窓口となり名前などを確認しながら引き渡した。

最終引き渡しは18時頃であった。その後、校長から「職員も帰宅してよい。」という指示があったので、19時くらいには教職員全員が帰宅した。

■岩出山中学校

3月11日は卒業式であった。教職員が状況を把握できていたのは、卒業式後スコレハウス（岩出山文化会館）で祝う会に出席していた3年生と、翌日の大会のため体育館で練習をしていた6、7名の女子バレー部員で、その他の生徒はすべて下校していた。

祝う会は保護者主催で担任も出席していたため、3年生全員の安全確認後保護者へ引き渡した。

学校にいた教職員は女子バレー部員の安否確認をして、生徒と一緒に外の駐車場へ避難した。電話が使用できない状態であり保護者と連絡がとれなかったため、自主的に保護者が迎えに来るのを待って引き渡していた。かなり寒かったので保健室にあった非常用の毛布を生徒たちに配り、体が冷えないように配慮した。

女子バレー部の生徒全員を引き渡したのは16時くらいであった。すべての生徒を帰した後、「戸締りをして帰宅。」という指示があった。

体育館の西側のサッシ戸が外れていたので修理した後、戸締りを完了して17時前には教職員全員が

帰宅した。

■古川東中学校

3月11日は卒業式の当日で式は午前中に終了していた。その後、卒業式に参加できなかった生徒の卒業式を校長室で行った。最後の一人の生徒が卒業式を終えて外へ出るときに地震が発生した。当日部活動はなかったので、他に生徒はいなかった。地域の巡視に行っている教職員がいたので、職員室に残っていたのは3年の教職員と15時から巡視へ行く教職員であった。

揺れがすごく強かったので、避難通路を確保する必要があったため、職員室の校庭側のドアを開けそのまま外へ避難した。ドアを開けたもののロッカーが全て倒れたので、その避難通路から出ることができず、校庭側からは4人しか出られなかった。他の教職員は他の出口から避難しようとしたが、動くことすらできなかった。

床には物が散乱していて、泥水も噴き出していた。また、廊下は割れたガラスが散乱していたため、避難が困難であった。校舎は、周囲のコンクリートが崩落し、中の鉄筋が見える状態になった。

一方、生徒指導主事の教職員と古川警察署の警察署員と青少年センターの先生方が数チームかに分かれて旧古川市内で卒業式後の問題行動を抑止するための巡視を行っていた。車で北町一丁目の交差点で信号待ちをしているときに地震が発生した。揺れがひどいので揺れがおさまるのを待っていた。その後、警察署員を警察署へ送り届けてから市役所の駐車場に戻り学校へ向かった。

職員室のドアが閉まらない状況になっていた。職員室の中には重要な資料がたくさんあったので、教頭と校長の話し合いにより、警備のため、数人の教職員が学校へ宿泊した。

校舎は倒壊の危険性があったため、校庭の中央に体育祭などで使用するテントを張った。職員室等から重要な書類、非常食や非常用ライトなどをテントへ運びブルーシートで囲った。その後は、1時間から2時間おきに校舎の周辺を回って破損箇所の確認、情報収集、巡視を定期的に行った。

古川東中学校が避難所だと思って避難してくる地域住民がいたので、張り紙や声掛けにより総合体育館へ誘導した。

その日の晩はテントに宿泊した。翌12日の朝3時くらいに保健室からストーブと毛布を運んで暖をとったが、寒かったため、車へ移動した。

■鹿島台中学校

3月11日は卒業式の前日であった。2年生全員で卒業式の会場設営をしていて、終了する頃に地震が発生した。生徒たちは悲鳴をあげるなどして床に伏せていた。しばらくして揺れがおさまったところに周囲の様子を確認すると体育館の南側と北側の窓が大きく割れて、照明の電球が一つ落ちていた。その後、生徒に避難を指示して、生徒たちを体育館から自転車置場前に避難させた。

3年生は卒業式の前日で午前授業であった。3年生を担当する教職員数人で会場の確認をしていた。

職員室に緊急地震速報があり大きな揺れを感じた。1年生が校舎の2階にいたので、緊急放送を試みたが、電源を入れた後すぐに停電した。放送が使用できなかったため、2階の教室へ向かったが激しい揺れで階段をのぼれなかったため、拡声器を取りに職員室に戻った。職員室にいた教職員は外へ避難していた。揺れがおさまったところで校舎内いる生徒を外へ避難させるために大声で避難を呼びかけた。その後、高架水槽の破損や天井の崩落が確認されたため、体育館にいる生徒も外へ避難するように指示した。

2階で作業していた1年生については担任が避難させた。その後、3年生の担任が集まって校舎に取り残された生徒の確認、校舎の被害状況の確認を行った。校舎に入ることは危険であったため、生徒たちが避難している間は荷物を取りにいかせなかった。

校舎、体育館、武道館も倒壊の危険があったため、生徒を外へ避難させておくしかできなかった。

その後、雪が降ってきたので生徒の健康状態を考え、教職員が地区ごとに引率して集団下校により生徒を送り届けることとした。

外では信号が止まって交通も混乱していた。迎えに来た保護者が数人いたので、名前等を確認して引き渡しをした。学校にたどり着ける保護者はほとんどいなかった。生徒を家へ送る途中で保護者と出会い引き渡したケースもあった。

学校は市の避難所に指定されていたため、避難してくる地域住民がいた。しかし、体育館や校舎は倒壊の危険があり中へ入れることができなかったため、体育館脇の小部屋にマットを敷くなどして避難者を受け入れた。

その後、避難してきた地域住民を中学校の小部屋よりも小学校や保健センターの方が良いと考え移動していただいた。

3-13 公共土木施設等の応急復旧

1 緊急点検と二次災害の防止対策

道路、鉄道等の交通基盤、河川及びその他の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、大規模な地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。このため、市地域防災計画では、これらの施設管理者は、それぞれの応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図ると定めている。

災対建設部土木対策班は、震災直後に市道・橋梁等の緊急点検及び交通確保のための障害物の除去、応急工事、二次被害の防止対策など被害状況の把握や交通の確保、事故防止措置を講じる体制を直ちに構築する必要がある。

緊急点検及び被害状況を把握するため、市職員3班体制、大崎市建親会や管工事業組合など建設業界団体の協力のもと市内巡回パトロールを実施した。

巡回パトロール時に、その都度応急復旧対応を実施したが、度重なる余震などの影響により新たな陥没や亀裂箇所の発生など、状況の把握や応急対策は困難を極めた。

被災箇所の確認後、応急復旧できない場合は、カラーコーンや段差ありの看板設置などによる注意喚起の対応を行った。

震災後、事故防止及び安全な通行を確保することができない状態である39路線に対し通行止めとした。

2 被災建築物に関する応急危険度判定の実施

市地域防災計画では、「市は、被災建築物に係る応急危険度判定の円滑な実施のため、県、応急危険度判定士、関係団体との連携を図り、被災建築物応急危険度判定マニュアル（全国被災建築物応急危険度判定協議会）により被災建築物応急危険度判定を実施する」と定めている。

災対建設部住宅対策班は、震災により多くの建築物が被災したことから、余震等による建築物の倒壊、部材の落下などを含む二次的災害の防止及び市民等の安全の確保を図るため、震災翌日の3月12日から3月19日までの8日間、特に被害の多かった古川中心部、古川荒谷地区、学校施設等を中心に市職員及び建築士会大崎支部の判定士187名（88班）で応急危険度判定を行った。

交通網の寸断、ガソリン不足等もあり遠地からの判定士の応援が望めない状況のため、県を通じた応援要請までは行わなかった。

判定結果は、判定棟数2,610棟で危険判定338棟、要注意判定396棟、調査済1,876棟であった。

3-14 放射性物質への対応

1 大崎市放射能対策指針の策定

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、地震や津波被害とともに福島第一原子力発電所の事故を引き起こし、福島県内にとどまらず広範囲の市町村に放射性物質が拡散した。

本市では、平成23年6月に市内の空間放射線量の測定開始をはじめ、放射性物質調査として、農林産物や水道水などのほか、浄水発生土や下水汚泥、側溝の汚泥についても定期的に測定を行い、これらの測定結果を広報紙やウェブサイトに掲載し広く公表し、環境汚染や健康に対する市民の不安解消に努めた。

平成24年1月1日に「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」が施行され、環境汚染への対処に関する基本方針とともに、除染特別地域・汚染重点調査地域の指定要件等が示された。

このような中で、環境汚染や健康への市民の不安を解消することが課題になったことから、本市では平成24年4月12日に「大崎市放射能対策指針」を策定し対応している。また、平成25年5月には、対応策の進展や、発生が予想される新たな課題に対処するため、指針を改定し対応を推進している。

2 空間放射線量

空間放射線量は、平成25年5月に実施した市内の居住地域における測定の結果、最高値が毎時0.18マイクロシーベルトで最低値が毎時0.04マイクロシーベルト、全体の約9割の地点で毎時0.10マイクロシーベルト以下であった。

教育施設等においては、平成25年7～8月に測定した結果、最高値が毎時0.18マイクロシーベルトで最低値が毎時0.04マイクロシーベルト、測定した学校全体の約9割の地点で毎時0.10マイクロシーベルト以下であった。

本市では、放射能の影響を受けやすいとされる子どもたちを守ることを最優先に、学校や保育施設等においてきめ細かな空間放射線量を測定し、高線量箇所の調査を行うとともに、汚染土壌の除去や放射線の遮蔽などを行い、局所の空間放射線量の低減化に努めてきた。

その結果、平成25年8月末現在で、市内の学校や保育施設等において子どもたちが長時間活動する場所での空間線量は、目安とされている毎時0.23マイクロシーベルトを下回った。

3 農畜産物

平成24年産の農林畜産物の状況として、大崎市産米の放射性物質検査は、9月12日から9月28日までの間に行われ、旧志田村と旧川渡村で生産された米から微量の放射性セシウムが検出されたものの、それ以外は不検出であった。

また、大崎市産米以外の農産物及び原乳については、宮城県による検査の結果、旧一栗村産そばから食品衛生法の規定に基づく基準値を超える放射性セシウムが検出されたため出荷を制限されたほかは、基準値を大きく下回っているか不検出であった。

林産物については、宮城県による検査の結果、露地物の原木しいたけや、タラノメ、ゼンマイなどの山菜、野生キノコから基準値を超える放射性セシウムが検出され、平成25年5月現在、出荷制限が継続されている。

市内の農家で保管している牛に給与できなくなった牧草については、地域内で分散保管しているが、地域ごとの集積に向けた仮置場の確保のため地域住民との協議を行っている。一部の地域では地域住民との協議が整い、仮置場への牧草の搬入が始まっている。

4 給食用食材の測定

学校及び保育所等の給食食材については、平成23年8月から検査機関へ依頼し精密検査を実施しているが、このほかに平成24年5月からは教育委員会で簡易検査を実施している。いずれの検査結果も基準値を大きく下回っているか不検出であった。

5 水道水

水道水中の放射性物質検査は、宮城県の検査と民間検査機関への依頼検査により行われてきているが、その結果、平成24年度はすべて不検出であった。

また、浄水発生土については、青山浄水場（鳴子温泉地域）と清水浄水場（古川地域）を対象に行い、微量の放射性セシウムが検出されることもあるが、適切な管理と処分が行われている。

6 下水汚泥

下水浄化センターから発生する汚泥については、平成23年6月から毎月1回、定期的に測定を行っているが、測定の結果、一部の汚泥についてセメント原料や肥料として利用できる程度の微量の放射性物質が検出されているほかは不検出であった。

7 側溝汚泥

側溝の汚泥については、平成24年3月から5月にかけて市内の33の地点でサンプル調査を行っている。その結果、すべての地点で一般廃棄物として処理できる基準値の1キログラム当たり8,000ベクレル以下であった。

8 食の安全確保

食の安全確保については、子どもたちの安全確保とともに最優先で取り組む対策と位置づけている。

本市では、農産物の安全確保を図るため、3つのJAで行う放射性物質検査の支援を行ってきた。

また、学校給食等食材の安全確保については、検査機関に食材及び給食一食まるごとの精密検査を依頼し実施するとともに、消費者庁から貸与された簡易測定器を使用して教育委員会が検査を行い、その内容を広報紙やウェブサイトにて情報提供している。

さらには、市民の持ち込みによる食品等の放射性物質測定のため、宮城県からの測定器の借用のほか、給食食材測定用機器の利用やJAで使用中の測定器を借用、消費者庁の補助による測定器の新規購入など、できるだけ多くの市民に利用してもらえよう、業務の拡充を図ってきた。

9 薪及び薪の焼却灰に関する対応

本市では、薪を燃料として利用している家庭の実態調査を行い、利用世帯の把握に努めるとともに、薪と薪の焼却灰の取扱いについて広報紙などにより周知を図っている。

また、低レベルの焼却灰の焼却処分について、大崎地域広域行政事務組合との協議を重ねている、まだ協議が整っていないため当面、焼却灰の各家庭での保管をお願いし、保管用の袋の配布を行った。

10 汚染廃棄物対策

現在、地域に分散保管されている汚染稲わらについては、指定廃棄物として国が処理することになっているため、早急に処理を行うよう関係市町村と連携し国に強く要望していく。同じように分散保管されている牛に給与できなくなった牧草については、地域ごとに集積するための仮置場の確保に努めるとともに、1キログラム当たり8000ベクレル以下の牧草の焼却処分について、関係機関と協議を進める。

各家庭において保管されている薪の焼却灰としいたけ栽培用のほだ木については、焼却処分に向けて関係機関と協議を進め、処分計画の策定に努める。

市内の排水路や側溝に堆積した泥土の処分については、処分先が見つからないことから除去作業が行えない状態が続いているが、汚染の度合いが比較的低い地点の泥土については、埋め立て処分に向けて処理業者と協議を進めるとともに、それ以外の泥土についても埋め立て処分ができるよう、処理業者に要望していく。



